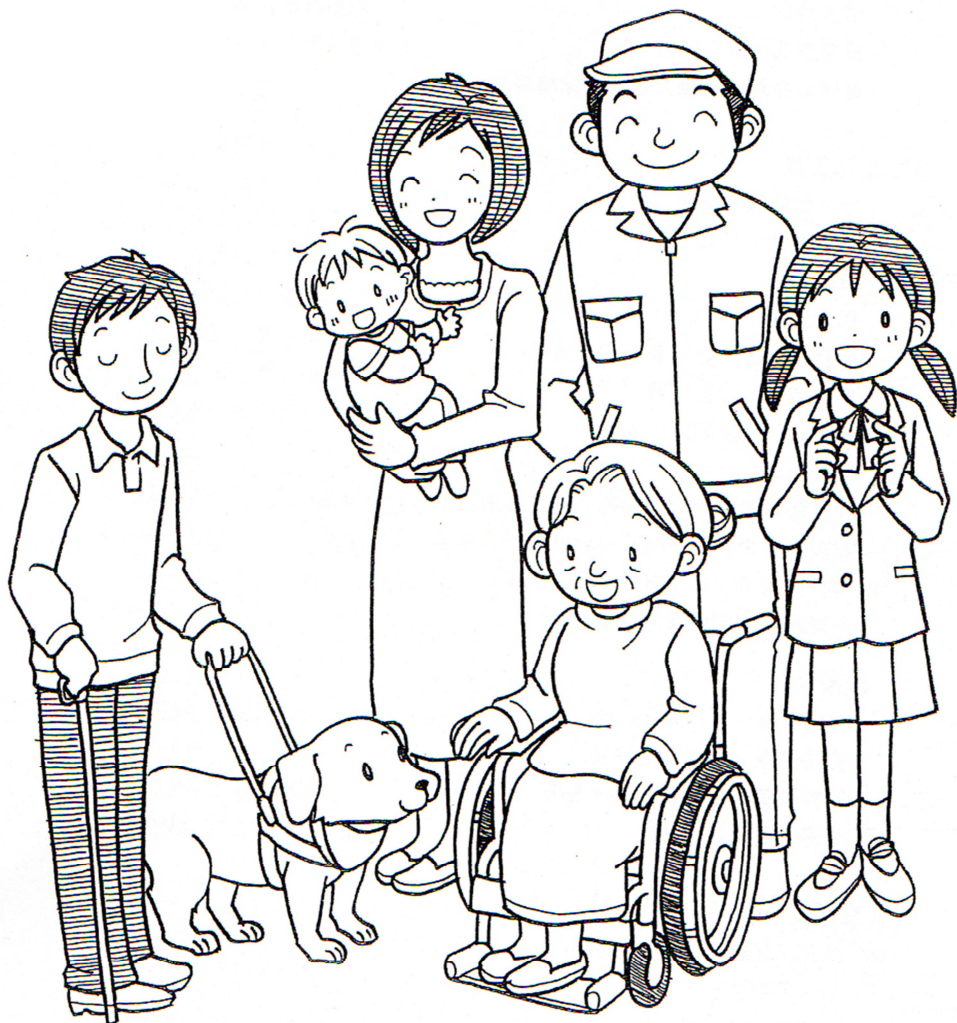


令和 7 年度

障がい者福祉 ガイドブック



Ise City

伊勢市

令和7年4月1日更新

目次

1	手帳	1
1-1	身体障害者手帳	1
1-2	療育手帳	2
1-3	精神障害者保健福祉手帳	3
2	補装具・日常生活用具・住宅改修	4
2-1	補装具費の支給	4
2-2	三重県聴覚障がい児補聴器購入費用助成金制度	5
2-3	日常生活用具の給付	6
2-4	重度心身障害者紙おむつ等支給事業	9
2-5	住宅改修費の給付	10
2-6	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額	10
3	障害福祉サービス等	11
4	医療	16
4-1	自立支援医療（更生医療）	16
4-2	自立支援医療（育成医療）	17
4-3	自立支援医療（精神通院医療）	18
4-4	障がい者医療費の助成	19
4-5	後期高齢者医療制度	20
4-6	特定疾病療養受療証（健康保険）	21
5	交通・自動車	22
5-1	鉄道・バス料金の割引	22
5-2	航空運賃（国内便のみ）の割引	23
5-3	旅客船の割引	23
5-4	タクシー料金の割引	23
5-5	おでかけ支援事業	24
5-6	重度障害者タクシー料金助成事業	25
5-7	重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業	26
5-8	身体障害者用自動車改造費の助成	27
5-9	身体障害者等福祉車両購入費等の助成	28
5-10	自動車運転免許取得費の助成	29
5-11	有料道路通行料金の割引	30
5-12	障害児機能訓練通所交通費の助成	31
5-13	三重おもいやり駐車場利用証制度	32
5-14	駐車禁止除外指定車標章の交付	33
6	税金	34
6-1	所得税・市県民税の控除等	34
6-2	自動車税・軽自動車税の減免	35
6-3	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額	36
7	NHK・電話料金	37
7-1	NHK放送受信料の減免	37

7-2	NTTの無料番号案内（ふれあい案内）	37
7-3	携帯電話使用料の割引	37
8	年金・手当など	38
8-1	障害基礎年金	38
8-2	障害厚生年金	38
8-3	三重県心身障害者扶養共済制度	39
8-4	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当等	40
8-5	福祉給付金支給事業	43
8-6	生活福祉資金の貸付	43
9	視覚・聴覚障がいの支援	44
9-1	手話通訳者・要約筆記者の派遣	44
9-2	盲ろう者通訳・介助員の派遣	44
9-3	声の広報・点字広報の発行、封筒への点字表示	44
9-4	視覚障害者訪問訓練事業	45
10	その他の生活支援	46
10-1	訪問理美容サービス事業	46
10-2	補助犬	46
10-3	郵便等による不在者投票	47
10-4	本の郵送貸出サービス	47
10-5	青い鳥郵便葉書の無償配布	47
11	救急・災害時の支援	48
11-1	救急医療情報キット配備事業	48
11-2	緊急通報装置貸与事業	48
11-3	避難行動要支援者制度（防災ささえあい名簿）の登録	49
11-4	NET119緊急通報システム	49
12	権利擁護	50
12-1	成年後見制度	50
12-2	日常生活自立支援事業	50
12-3	障がい者虐待の防止	51
13	相談	52
13-1	相談窓口	52
13-2	各種相談窓口	54
13-3	パーソナルファイル	59
13-4	障害者団体連合会	60
14	その他	62
14-1	ヘルプマークを配布しています	62
14-2	子ども用車いすマークを配布しています	62
14-3	障がい者に関するマーク	63

等級別の主な対象サービス・制度

[illegible]

※○は概ね該当、△は一部該当ですが、年齢、程度等により該当しない場合があります。

1 手帳

1-1 身体障害者手帳

身体障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるため三重県が交付します。なお、障がいの程度により1級から6級までの区分があり、等級により福祉制度の適用内容が異なります。

■対象者

「身体障害者障害程度等級表」に掲げる身体上の障がいがある人

■申請方法(新規・再認定)

- ① 高齢・障がい福祉課または各総合支所で申請書と診断書をお渡しします。
※ 申請書・診断書は、三重県障害者相談支援センターのホームページ
(<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/40462033299.htm>) からダウンロード
できます。
- ② 指定の医師に診断書を作成してもらいます。
- ③ 申請書と診断書、写真 2 枚を高齢・障がい福祉課または各総合支所にお持ちください。(一部交付希望の場合は、写真が障がい申請数+1枚必要です。)
- ④ 手帳ができたなら通知を送付します。
※ 手帳の受け取りまでは、申請から約1か月半(場合によっては1か月半以上)
かかります。

■申請に必要なもの

申請の種類 申請に必要なもの	新規 手帳交付	障がい等級変更・ 名追加	住所変更	氏名の変更	再交付(破損等)	再認定	返還(死亡等)
診断書	○	○				○	
写真 2 枚(縦4cm×横3cm)	○	○			○	○	
身体障害者手帳		○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	

■手帳をお持ちの方への注意事項

- (ア) 交付された手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- (イ) 住所や氏名が変わったときは変更届を、死亡されたときは返還届を、手帳を紛失したり破損したりしたときや障がいの程度に変更があるときは再交付申請を高齢・障がい福祉課または各総合支所にしてください。
- (ウ) 市外へ転出するときは転出先の福祉事務所へご連絡ください。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

1-2 療育手帳

知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるため三重県が交付します。なお、障がいの程度によりA1・A2・B1・B2の区分があり、福祉制度の適用内容が異なります。

※平成 18 年4月より、従来の「A最重度・A重度・B中度・B軽度」から「A1・A2・B1・B2」に程度区分の呼び方が変更されました。

■対象者

児童相談所(18 歳未満)または三重県障害者相談支援センター(18 歳以上)において知的障がいと判定された人

■申請方法(新規・再認定)

- ① 申請前に判定または面談が必要ですので、日程の予約をしてください。
※ 18 歳未満(知能検査及び面談)→南勢志摩児童相談所(電話 27-5143)
※ 18 歳以上(面談)→高齢・障がい福祉課(電話 21-5558)
- ② 必要書類を添えて、高齢・障がい福祉課または各総合支所へ申請します。
- ③ 県において障がいの程度を判定し、療育手帳が交付されます。
- ④ 手帳ができたなら通知を送付します。
※ 手帳の受け取りまでは、申請から約2か月(場合によっては 2 か月半以上)かかります。

■申請に必要なもの

申請の種類 申請に必要なもの	新規 手帳交付	再 判定	住所 変更	氏名 の変更	再交付 (破損等)	返還 (死亡等)
写真1枚(縦4cm×横3cm)	○	○			○	
療育手帳		○	○	○	○	○
マイナンバーカード	○					

■手帳をお持ちの人への注意事項

- (ア) 交付された手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- (イ) 住所や氏名が変わったときは変更届を、死亡されたときは返還届を、手帳を紛失したり破損したりしたときや障がいの程度に変更があるときは再交付申請を高齢・障がい福祉課または各総合支所にしてください。
- (ウ) 市外へ転出するときは転出先の福祉事務所へご連絡ください。
- (エ) 県外へ転出するときは高齢・障がい福祉課または各総合支所へご連絡ください。

■問い合わせ 高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)
南勢志摩児童相談所(伊勢市勢田町622番地)
電話:27-5143、ファクス:27-5309

1-3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるため三重県が交付します。なお、障がいの程度により1級から3級までの区分があり、福祉制度の適用内容が異なります。

■対象者

精神障がいがあるために、長期にわたり日常生活への制約がある人

■申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 診断書〔初診日から6か月以上を経過した時点のもの〕または障害年金証書〔精神障がい支給理由のもの〕等の写し
- ③ 写真1枚(たて4cm×よこ3cm、脱帽して上半身を撮ったもの)
※ 手帳への写真の貼付を希望しないことができますが、それによりサービスを受けられないことがあります。】
- ④ マイナンバーを確認できるもの

■申請方法

1. 診断書で申請をされる人

- ① 高齢・障がい福祉課または各総合支所で申請書と診断書をお渡しします。
- ② 医師に診断書を作成してもらいます。
- ③ 申請書と診断書を高齢・障がい福祉課または各総合支所にお持ちください。
- ④ 手帳ができましたらご連絡します。

2. 障害年金証書〔精神障がい支給理由のもの〕で申請をされる人

- ① 高齢・障がい福祉課または各総合支所で申請書と同意書(年金事務所等照会用)をお渡しします。
- ② 申請書と同意書、障害年金証書(写しでも可)を高齢・障がい福祉課または各総合支所にお持ちください。
- ③ 手帳ができましたら通知を送付します。

■手帳をお持ちの人への注意事項

- (ア) 手帳の有効期限は2年です。更新される場合には手続きが必要です。手続きは有効期限の3か月前から有効期限後2年以内なら繋げて更新を行なうことができます。更新に必要な書類は、新規申請の場合と同じです。
- (イ) 交付された手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- (ウ) 住所や氏名が変わったとき、死亡されたとき、手帳を紛失したり破損したとき、障がいの程度に変更があるときは高齢・障がい福祉課または各総合支所に申請をしてください。
- (エ) 市外、県外へ転出するときは転出先の福祉事務所へご連絡ください。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

2 補装具・日常生活用具・住宅改修

2-1 補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者に対し、障がいに適した補装具費を給付します。

障がい名	補 装 具
視覚障がい	盲人用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、車いす※、電動車いす、座位保持装置、歩行器※、歩行補助つえ※、重度障害者用意思伝達装置など
難 病	装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置など

※介護保険制度による福祉用具の貸与対象品目であるため、介護保険の対象となる方は、介護保険制度が優先されます。指定医師の意見書、三重県障害者相談支援センターの判定により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は、補装具費が支給されます。

■申請に必要なもの(購入などの前に申請が必要です)

- ① 身体障害者手帳
- ② 補装具の業者(市指定)が作成した作成した見積書
- ③ 医師の意見書(補装具によって不要な場合があります。)
※ 意見書様式は、三重県障害者相談支援センターのホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/43408033306.htm>) からダウンロードできます。
※ 難病の場合は、特定医療費(指定難病)受給者証及び医師の意見書が必要です。
- ④ マイナンバーカード

■利用者負担

用具の種類別に定められた基準額内において原則として1割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況により負担上限月額があります。なお、基準額を超える額については自己負担になります。

世帯区分	負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯(所得割 46 万円未満)	37,200 円
市民税課税世帯(所得割 46 万円以上)	全額自己負担

- ※ 対象者が 18 歳以上の場合、ご本人とその配偶者を世帯の範囲とし、いずれか所得割の額の多い方で判定します。
- ※ 対象者が 18 歳未満の場合、保護者の属する住民基本台帳での世帯を世帯の範囲とし、所得割の最多納税者で判定します。
- ※ 対象者が 18 歳未満の場合、課税世帯であれば、所得に関わらず負担上限月額が 37,200 円となります。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

2-2 三重県聴覚障がい児補聴器購入費用助成金制度

軽・中等度難聴児を対象に、補聴器又は補聴援助システムを購入した場合、その費用の助成を行います。

■対象者

18 歳に達する日以後の3月 31 日までの児童で、原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満の軽・中等度難聴児(身体障害者手帳が交付されない難聴児)

※補聴器等の購入日から 3 か月以内に申請してください。

■助成内容

補聴器:購入費用の3分の1

※ ただし、片耳の場合 25,000 円、両耳の場合 50,000 円を限度とします。

※ 助成回数は、3回を限度(ただし、原則として申請は5年に1回とし、他自治体での申請を含む。)

補聴援助システム :25,000 円

※ ただし、片耳のみを対象とし、購入費用が 25,000 円以下の場合は購入額実費とします。

※ 助成回数は、初回のみ

■所得制限

その児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の所得の合計額が 812 万円未満

■問い合わせ

三重県立子ども心身発達医療センター 難聴児支援センター

(電話:059-253-2000(代)、ファクス:059-253-2032)

三重県子ども・福祉部子育て支援課

(電話:059-224-2248、ファクス:059-224-2270)

2-3 日常生活用具の給付

障がいのある人が日常生活を営むうえで、自立した生活を容易にするために用具を給付します。

■申請に必要なもの(購入などの前に申請が必要です)

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 販売業者(市指定)が作成した作成した見積書
- ③ 医師の意見書(申請する用具によって不要場合があります。)
 ※ 難病の場合は、医師の意見書が必要です。特定医療費(特定難病)受給者証をお持ちの方は受給者証も併せて必要です。

■利用者負担

用具の種類別に定められた基準額内において原則として1割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況により負担上限月額があります。なお、基準額を超える額については、全額自己負担になります。

世帯区分	負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯(所得割 46 万円未満)	37,200 円
市民税課税世帯(所得割 46 万円以上)	全額自己負担

- ※ 対象者が18歳以上の場合、ご本人とその配偶者を世帯の範囲とし、いずれか所得割の額の多い方で判定します。
- ※ 対象者が18歳未満の場合、保護者の属する住民基本台帳での世帯を世帯の範囲とし、所得割の最多納税者で判定します。
- ※ 対象者が18歳未満の場合、課税世帯であれば、所得に関わらず負担上限月額が37,200円となります。

■用具の種目と対象者

種 目	対象・等級	種 目	対象・等級
特殊尿器 ※1	下肢・体幹1級	特殊便器	上肢2級以上 知的障がいA2以上
特殊マット ※1	下肢・体幹1級 知的障がいA2以上	点字図書	視覚障がい
簡易浴槽 (湯沸器含む)	下肢・体幹2級以上	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい
便器 ※1	下肢・体幹2級以上	視覚障害者用ポ-タ ブルレコ-ダ-	視覚2級以上
特殊寝台 ※1	下肢・体幹2級以上	盲人用体温計※3	視覚2級以上
訓練用ベッド	下肢・体幹2級以上	盲人用体重計※3	視覚2級以上
入浴担架	下肢・体幹2級以上	点字器	視覚2級以上

種 目	対象・等級	種 目	対象・等級
体位変換器 ※1	下肢・体幹2級以上	点字タイプライター	視覚2級以上
移動用リフト ※1	下肢・体幹2級以上	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚2級以上
入浴補助用具 ※1	下肢・体幹機能障がい	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚2級以上
移動、移乗支援用具 ※1	下肢・体幹または平衡機能障がい	視覚障害者用 IC タグレコーダー	視覚2級以上
T字杖、棒状の杖	下肢・体幹または平衡機能障がい	視覚障害者用音声読書器	視覚2級以上
パーソナルコンピュータ ※2	上肢または上肢言語合併2級以上	盲人用時計	視覚2級以上(者)
電磁調理器 ※3	視覚2級以上(者) 知的障がいA2以上(者)	動脈血中酸素飽和度測定器	呼吸器3級以上(それと同程度の障がい)
点字ディスプレイ	視覚2級以上かつ聴覚2級(者)	ネブライザー	呼吸器3級以上(それと同程度の障がい)
情報・通信支援用具	視覚・上肢2級以上	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う人(者)
携帯用会話補助装置	音声言語障害 肢体不自由	透析液加温器	腎臓3級以上
人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障がいの人	ストマ用装具	ぼうこう、直腸に障がいがあり、ストマを造設した人
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい 発声・発語に著しい障がい を有する人	紙オムツ ※4	高度の排便、排尿機能障がいのある全身性障がいの人等
ファックス ※2	聴覚障がい又は発声、発語に著しい障がい を有する人	収尿器	高度の排尿機能障がいのある人
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい	頭部保護帽	平衡・下肢・体幹・知的・精神障がい
聴覚障害者用屋内信号装置 ※3	聴覚2級(者)	火災警報器 ※3	身体障がい2級以上 知的障がいA2以上
電気式たん吸引器	呼吸器3級以上(それと同程度の障がい)	自動消火器 ※3	身体障がい2級以上 知的障がいA2以上
眼鏡装着型文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上	暗所視支援眼鏡	網膜色素変性症等による視野狭窄等を有する視覚障害児(者)
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー ※2	在宅で人工呼吸器を使用している人		

対 象	種 目
難 病	便器※1、特殊マット※1、特殊寝台※1、特殊尿器※1、体位変換器※1、入浴補助用具※1、移動、移乗支援用具※1、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト※1、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器※3、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー

■申請される人への注意事項

①※1～※3については下記のとおりです。

※1→介護保険給付対象の人で、介護保険と共通する品目(特殊尿器、便器、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、特殊マット、入浴補助用具、移動、移乗支援用具)は、介護保険サービスをご利用ください。

※2→パーソナルコンピュータ、ファックスは、前年分所得税非課税世帯の人が対象となります。

※3→(対象障がいのある)障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の人が対象となります。

※4→介護用品支給事業(オムツ利用券の支給)等他の制度から紙オムツ等の支給を受けている人は対象外となります。

②ご利用になる業者は、あらかじめ市との契約が必要です。

③脳原性機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢、または体幹機能障がいに準じて取り扱います。

④表中の対象障がい・等級のほか、制限事項(世帯構成、年齢など)がありますので、詳しくは高齢・障がい福祉課または各総合支所にお問い合わせください。

⑤年齢によって該当する種目が異なりますので、ご注意ください。表中で(者)とは18歳以上の人を指します。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

2-4 重度心身障害者紙おむつ等支給事業

重度心身障がいのある人に対し、紙おむつ等の購入に要する経費の一部として、紙おむつ等利用券を支給します。(紙おむつ等とは…紙おむつ、尿とりパット、介護用使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー)

■対象者

満3歳以上65歳未満の、寝たきり若しくは排泄の告知が困難なため常時紙おむつ等を必要とする在宅障がい者で以下のいずれかに該当する人

- ① 下肢、体幹、移動機能障がい1～2級
- ② 療育手帳程度A

※次に該当する場合は支給対象外となります

- 日常生活用具等他の制度から紙おむつ等の支給を受けている人
- 住民税課税世帯の人
- 各法に定める福祉施設に1か月以上入所が見込まれる人
(入院の場合は支給対象とします)

■申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課に申請をしてください。
- ② 月額3,500円分の利用券を3カ月ごとに郵送いたします。
※交付枚数は年間12枚、年度途中の交付は年度末(3月)までの月数×1枚(申請月含む)
- ③ あらかじめ市に届出をしている協力店において、おむつ券と紙おむつ等を引き換えてください。紙おむつ等の金額がおむつ券の額面を超える場合は、現金により負担してください。額面を下回る場合、つり銭は出ません。

■有効期限

おむつ券の有効期限は交付年度の3月末までです。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

2-5 住宅改修費の給付

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい児(者)が、段差解消など住環境の改善を行う場合、住宅改修費を給付します。(新築、増改築及び維持補修的なものは除く) ※業者に発注される前に高齡・障がい福祉課へご相談ください。

■対象者

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動障がいに限る)を有する身体障がいのある人であって3級以上、又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者。ただし、特殊便器への取替は、上肢障がい2級以上の人。(介護保険給付対象の人は、介護保険サービスの「住宅改修費の支給」をご利用ください。)

■次に該当する場合は給付対象外となります

本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

■補助対象限度額 20万円(原則、1割の自己負担があります。)

■住宅改修の範囲

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③すべり防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替
- ⑤洋式便器等への便器の取替
- ⑥その他各前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■申請に必要なもの

- ①業者の改修工事見積書 ②改修箇所の見取図 ③改修箇所の写真

■手続き

- ①工事着工前に、高齡・障がい福祉課に申請をしてください。
- ②審査の結果を郵送いたします。
- ③工事を開始してください。
- ④高齡・障がい福祉課に改修後の写真等を提出してください。
- ⑤給付決定通知書に記載の、「給付を受ける者又は保護者が支払うべき額」を業者にお支払ください。

■問い合わせ

高齡・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

2-6 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税(家屋)の減額

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額制度があります。

詳しくは、36 ページをご覧ください。

3 障害福祉サービス等

■サービスの種類と対象者など

内容・対象者等はスペースの関係上簡略化しています。詳しくはお問合せください。

(1)訪問系サービス

おもに在宅で訪問を受けて利用するサービスです。

サービスの種類	内容	区分要件
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の家事援助、通院等の付き添い介助を行う。	区分1以上
重度訪問介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分4以上
同行援護	重度の視覚障害のある方に、外出時における移動の支援を行う。	
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行う。 ※行動上著しい困難がある知的障害者(児)及び精神障害者(児)のみ対象	区分3以上
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護している家族等が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。	区分1以上
重度障害者等包括支援	居宅介護等、複数のサービスを包括的に行う。 ※常時介護を要する障害者(児)で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象	区分6
自立生活援助	施設や精神科病院から地域での一人暮らしに移行した方等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により障害者の理解力・生活力を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行う。	

(2)日中活動系サービス

施設に通所して昼間の活動を支援するサービスです。

サービスの種類	内容	区分要件
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	区分3以上 (50才以上は区分2以上)
自立訓練(機能訓練)	身体機能の維持・向上のための訓練の支援を行う。 【標準利用期間1年6か月】	
自立訓練(生活訓練)	生活能力の維持・向上のための訓練の支援を行う。 【標準利用期間2年】	
就労移行支援	利用開始時65歳未満の方で、企業等への就労を希望する者の支援を行う。【標準利用期間2年】	
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方(利用開始時65歳未満)の支援を行う。	
就労継続支援B型	一般企業等の雇用に結びつかなかった方や50歳に達している方で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方の支援を行う。	

サービスの種類	内容	区分要件
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。 ※医療を要する障害者であって常時介護を要する方のみ対象	ALS は区分6 筋ジス等は 区分5以上
就労定着支援	就労移行支援等の日中活動系サービスの利用を経て一般就労した方に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行う。	

(3)居住系サービス

入所施設等で住まいの場を提供し、支援するサービスです。

サービスの種類	内容	区分要件
施設入所支援	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	区分4以上(50才以上は区分3以上)
共同生活援助(グループホーム)	地域における共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助などの支援を行う。	

(4)相談支援系サービス

相談支援専門員による相談支援をおこなうサービスです。

サービスの種類	内容	区分要件
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した方について、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成を行い、一定の期間ごとに居宅などを訪問してサービス等利用計画の見直しを行います。	
地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。 【標準利用期間 1 年】	
地域定着支援	居宅における単身者等に常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行う。	

(5)地域生活支援事業(市町村事業)

サービスの種類	内容	対象者
移動支援(ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な在宅の障害児・者が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う時に、付き添いの支援を行う。	四肢全てに障害のある身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等
日中一時支援	短期入所事業所等において、日帰りで入浴、排せつ、食事などの介護を行う。	

(6)訪問入浴サービス

家庭で入浴することが困難な在宅の重度身体障がいのある人について、移動入浴車で入浴サービスを受けることができます。

対象者(右記の全てに該当する人)	・肢体不自由1～2級 ・自力又は家族等の介護のみでは居宅で入浴することが困難な方 ・訪問入浴で入浴可能であると医師が認める方 ※介護保険の対象者は除きます。
利用回数	原則として週2回まで
利用者の負担	原則1割の自己負担。ただし、所得に応じて上限が決められています。
備考	ご利用前に申請が必要です。詳細はお問合せください。

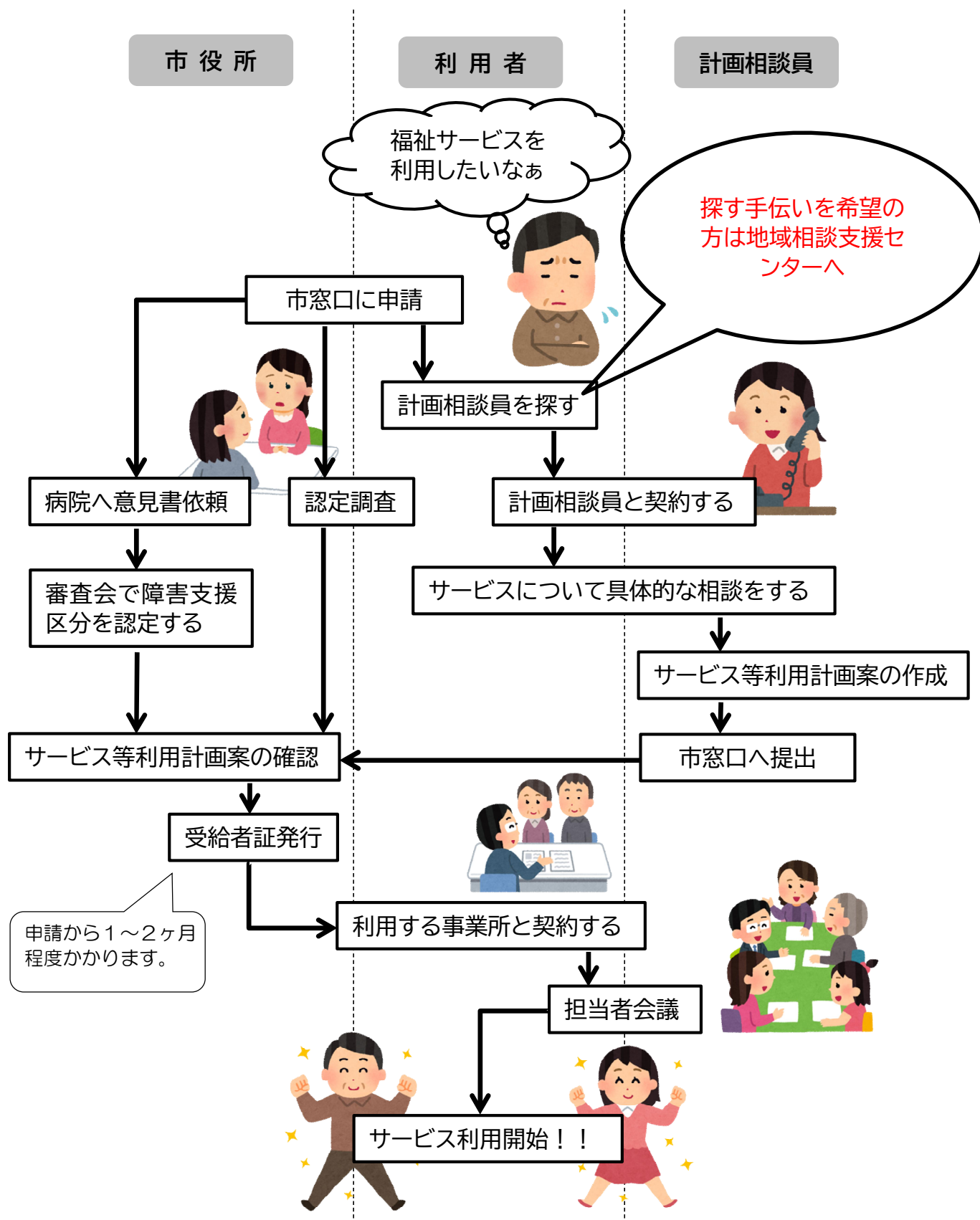
(7)障がい児支援について

通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的かつ必要な支援を行う
入所支援	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障がい児入所支援	施設又は指定発達支援医療機関に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する。 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う。

■手続き

- ①障害福祉サービス等が必要な場合は、高齢・障がい福祉課に申請をしてください。
- ②計画相談支援事業者に「サービス等利用計画案」の作成を依頼し、契約します。
- ③現在の生活や障がいの状況についての調査(アセスメント)を受けます。
- ④調査の結果をもとに審査・判定が行なわれ、どのくらい支援が必要なのか(障害支援区分)が決定されます。《介護給付のみ》
- ⑤障害支援区分や計画相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案などをもとに、サービスの支給量などが決定され、受給者証が送付されます。
- ⑥サービス担当者会議やサービス等利用計画の内容を確認した後、障害福祉サービス事業者と利用契約を行い、サービスの利用を開始してください。

福祉サービス利用までの流れ



※ 利用を開始してから、困ったことや希望があれば、事業所の職員や計画相談員に相談することができます。また、適切なサービスが提供されているか、定期的に計画相談員が確認をして、必要に応じてサービス等利用計画を作り直します。

■利用者負担

サービスの利用に当たっては、所得区分に応じて下表の通り利用者負担（無料又は1割負担）が設定されます。所得区分の判定のために、生活保護受給の有無や市民税額（住宅借入金等特別控除前の額）を確認しますが、同意書の提出により関連する書類の提出が省略できます。

転入して間もないなど、伊勢市で市民税の確認ができない場合は前住所地での課税（非課税）証明が必要ですが、マイナンバーの届出により省略することができます。

○障害福祉サービス等の利用者負担

- ・障がい児及び20歳未満の施設入所者…本人、保護者の属する世帯
- ・障がい者…本人、配偶者

所得区分			負担上限月額
生活保護・非課税世帯			0円
一般1	市民税所得割額16万円未満(居宅で生活する障がい者)		9,300円
	市民税所得割額 28万円未満	居宅で生活する障がい児	4,600円
		20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

○利用者負担額の軽減措置

項目	内容
高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費	1人の利用者が障害福祉サービスの他に障害児（通所・入所）支援や補装具を利用した場合や同じ世帯に利用者が複数いる場合に、それぞれの自己負担額を合算した額が算定基準額を超えるときは、超過分が高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費として支給されます。
補足給付（生活保護・非課税のみ）	入所施設 施設に係る食費・光熱水費を払っても、手元に一定額が残るように負担が軽減されます グループホーム グループホームの家賃の一部が軽減されます。
多子軽減制度（対象要件あり）	就学前の障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）に係る利用者負担が軽減される場合があります。
幼児教育の無償化について	就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料が無料になります。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課（電話：21-5558、ファクス：20-8555）

4 医療 4-1 自立支援医療(更生医療)

身体障がいのある人の障がいの軽減または進行の防止、機能回復を図るために必要な医療費について公費負担する制度です。

■対象者

身体障害者手帳が交付されている 18 歳以上の方

(ただし、一定所得以上の世帯では、対象外となることもあります。)

※ 人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー埋込術、バイパス術、人工内耳埋込術、角膜移植術、人工関節置換術などが対象(内科的治療のみのものは除く)

※ 事前申請が必要となります。

■自己負担額

原則として、医療費の1割(負担上限月額あり)

■申請方法

①必要書類を添えて、高齢・障がい福祉課または各総合支所へ申請します。

※指定された医療機関、薬局、訪問看護事業所等を申請します。

②三重県の判定を経て、申請から約1か月半後、受給者証が自宅へ届きます。

■申請に必要なもの

申請の種類 申請に必要なもの	新規申請	再認定※3	加入医療保険の変更	住所・氏名等の変更	市外から住所変更(転入)	医療機関等の変更	所得区分の変更	再交付(破損等)
身体障害者手帳	○	○	○	○	○	○	○	○
健康保険証※1	○	○	○		○		○	
医師意見書(指定医師が作成)※2	○	○			○			
特定疾病療養受給証(お持ちの場合)	○	○	○		○		○	
受給者証		○	○	○	○	○	○	
方針変更・期間延長申請書						○		
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○
障害年金・遺族年金受給額の方かるもの(受給されている場合)	○	○	○		○		○	

※1 マイナ保険証の場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータル
の資格情報画面を印刷したものなどをご持参ください。被保険者氏名の記載がない場合は、被保険者の分も必要です。

※2 再認定申請・市外から住所変更の場合、医師意見書を省略できる場合がありますので事前にお問い合わせください。

※3 再認定の手続きは、期限の3か月前から受け付けています。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

4-2 自立支援医療(育成医療)

身体障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童の障がい除去または改善するために必要な医療費について公費負担する制度です。

■対象者

以下の疾患等により、将来、障がいを残すおそれのある18歳未満の児童
(ただし、一定所得以上の世帯では、対象外となることもあります。)

- ①視覚障がい
 - ②聴覚、平衡機能の障がい
 - ③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
 - ④肢体不自由
 - ⑤心臓、腎臓、小腸、肝臓または呼吸器、ぼうこう若しくは直腸の機能障がい
 - ⑥先天性の内臓の機能障がい(ただし、⑤を除く。)
 - ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- ※事前申請が必要となります。

■自己負担額 原則として、医療費の1割(負担上限月額あり)

■申請方法

- ①必要書類を添えて、高齢・障がい福祉課または各総合支所へ申請します。
※指定された医療機関、薬局、訪問看護事業所等を申請します。
- ②伊勢市の判定を経て、申請から約1か月半後、受給者証が自宅へ届きます。

■申請に必要なもの

申請の種類 申請に必要なもの	新規申請	再認定※3	加入医療保険の変更	住所・氏名等の変更	市外から住所変更(転入)	医療機関等の変更	所得区分の変更	再交付(破損等)
健康保険証※1	○	○	○		○		○	
医師意見書(指定医師が作成)※2	○	○			○	○		
特定疾病療養受給証(お持ちの場合)	○	○	○		○		○	
受給者証		○	○	○	○	○	○	
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 マイナ保険証の場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータル
の資格情報画面を印刷したものなどをご持参ください。被保険者氏名の記載がない場合は、被保険者の分も必要です。

※2 市外から住所変更・医療機関等の変更の場合、医師意見書を省略できる場合がありますので事前にお問い合わせください。

※3 再認定の手続きは、期限の3か月前から受け付けています。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

4-3 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療で通院する場合の医療費の一部を公費負担する制度です。自己負担額は医療費の1割になります。世帯(同一医療保険単位)の市民税課税状況に応じて、1ヶ月あたりの自己負担上限額が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。

■対象者

精神障がいのために通院中の人

(ただし、一定所得以上の世帯では、対象外となることもあります。)

※指定された医療機関、薬局、訪問看護事業所等を申請します。

※原則として、複数の病院、薬局等を利用することはできません。

※1年ごとに更新申請が必要です

(有効期限の3ヶ月前から有効期限後1か月以内まで受け付けています)

■申請に必要なもの

①申請書・収入申告書・同意書

②診断書兼意見書(精神通院医療用)

※精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合、手帳用診断書をもって兼ねることができます。

※新規申請(有効期限を過ぎて申請する場合を含む)の場合は必ず必要です。更新申請の場合、2年ごとに省略できます。省略できるかどうかは現在お持ちの受給者証右下記載欄をご確認ください。

③受給者証(更新・変更申請の場合)

④健康保険証※マイナ保険証の場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したものなどをご持参ください。被保険者氏名の記載がない場合は、被保険者の分も必要です。

⑤マイナンバーを確認できるもの・本人確認書類(運転免許証・障害者手帳など)

※『同意書』にて同意をいただいた上で、課税状況の確認をさせていただきます。

⑥本人の1年間の収入がわかるもの(非課税世帯の場合)

※申請日とその年の6月以前の場合は前々年分、7月以降の場合は前年分の収入がわかる書類も提出が必要となります。

【例】年金振込通知書、振込のあった通帳のコピー等

⑦追加交付意見書(デイケア・訪問看護等利用の場合)

■手続き

①高齢・障がい福祉課または各総合支所で申請書等と診断書等をお渡しします。

②指定医療機関の医師に診断書兼意見書等を作成してもらいます。〔更新申請の場合、2年ごとに省略可〕

③申請に必要なものを高齢・障がい福祉課または各総合支所にお持ちください。

④三重県の審査を経て、申請から約2か月後、受給者証が自宅へ届きます。

■受給者証をお持ちの人への注意事項

(ア)お持ちの受給者証の記載内容に変更がある場合は、手続きが必要です。

(イ)市外、県外へ転出するときは転出先の市町村へご連絡ください。

■問い合わせ 高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

4-4 障がい者医療費の助成

障がいのある人に、病院等で支払った医療費(保険診療分)の自己負担相当額を助成します。なお、加入中の医療保険の高額療養費や附加給付金に該当する場合は給付の有無にかかわらず、その額を控除して助成します。

■対象者

- ①市内に住民登録または外国人登録があり、いずれかの健康保険制度に加入している方
- ②次のいずれかに該当する人
 - ・身体障害者手帳1～4級
 - ・療育手帳A1、A2、B1または知的障がいと判定された方のうち知能指数 50 以下の人
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級(助成対象は通院のみ)
- ③生活保護法による保護を受けていない方
- ④本人、配偶者・扶養義務者等の所得が市の定める所得限度額未満の方

扶養親族等の数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者等の所得額
0人	3,604,000 円	6,287,000 円
1人	3,984,000 円	6,536,000 円
2人	4,364,000 円	6,749,000 円
3人	4,744,000 円	6,962,000 円

■申請に必要なもの

申請の種類 申請に必要なもの	新規申請	住所・氏名等の 変更	加入医療保険の 変更	振込口座の変更	転出のとき	返還(死亡等)	受給資格証の紛失 破損による再発行	障がい程度の変更
受給資格証		○	○	○	○	○		○
健康保険証※1	○		○					
預貯金通帳	○			○				
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	○							○
地方税関係情報の取得に係る同意書(本人と 同世帯の親族の方の署名)	△		△					
限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度 額適用認定書(交付者のみ)	△		△					
マイナンバーカード等※2	△		△					

※1 マイナ保険証の場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータル
の資格情報画面を印刷したものなどをご持参ください。被保険者氏名の記載がない
場合は、被保険者の分も必要です

※2 窓口にお越しいただく方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証
等)を持参してください。また、同一世帯以外の方が申請する時は、委任状が必要で
す。

■問い合わせ

医療保険課(電話:21-5554、ファクス:20-8555)

4-5 後期高齢者医療制度

「75 歳以上の方」と「65 歳から 74 歳で一定の障がいのある方」を対象とする医療保険制度で、保険者は三重県後期高齢者医療広域連合です。74 歳以下の方は申請し、広域連合の認定を受けることで加入できます。

それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などの被保険者又は被扶養者の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入していただくことになります。

保険料負担があり、年金からの天引きや口座振替、納付書などで納付します。

■対象者(下記のいずれかに該当する方)

(1)75 歳以上のすべての方

(2)65 歳～74 歳で一定の障がいのある方 *(広域連合の認定を受け任意に加入できます。)

* 一定の障がいのある方とは、次のいずれかに該当する方

- ① 国民年金法等における障害年金 1～2 級
- ② 身体障害者手帳 1～3 級
- ③ 身体障害者手帳 4 級のうち、次のいずれかに該当する方
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠くもの
 - ・一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
- ④ 療育手帳 A1・A2
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級

※ 次の場合は、後期高齢者医療制度の被保険者になりません。

- ・生活保護を受けているとき
- ・外国籍の方で在留資格が 3 か月以下の場合

■自己負担額

医療費の1割・2 割又は3割(自己負担限度額〔月額〕あり)

■問い合わせ

医療保険課(電話:21-5552、ファクス:20-8555)

4-6 特定疾病療養受療証(健康保険)

長期にわたる治療と高額な保険診療を受ける場合に、医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額を引き下げることができる制度です。人工透析や血友病など高額な治療が長期にわたり必要な方に、申請により 1か月の自己負担限度額が1万円になる「特定疾病療養受療証」を交付します。ただし、慢性腎不全で人工腎臓（人工透析）を実施している 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額は月2万円となります

【厚生労働大臣が指定する特定疾病】

- ・ 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- ・ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
- ・ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

■手続きに必要なもの(各健康保険により異なりますので、事前にお問い合わせください)

- ① 特定疾病療養受療証交付申請書
- ② 健康保険証※
- ③ 医師の意見書
- ④ 窓口にお越しいただく方の顔写真入りの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ⑤ マイナンバーカード

※マイナ保険証の場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したものなどをご持参ください。被保険者氏名の記載がない場合は、被保険者の分も必要です

【留意事項】

- ・ 特定疾病療養受療証は、原則として申請月の初日から適用されます。申請月の前月以前については、さかのぼって適用されませんので、治療が開始されましたら早めの手続をお願いします。
- ・ 同じ診療月内に複数の医療機関等で対象疾病に関する療養を受けた場合、また、同じ医療機関であっても入院と外来を受けた場合は、それぞれ自己負担限度額までの支払いが必要です。
- ・ 加入している健康保険が変わった場合は、「特定疾病療養受療証」も変更後の健康保険の窓口で手続きをしていただく必要があります。以前の健康保険で交付されていた「特定疾病療養受療証」を提示することで、医師の意見書を省略することができます

■問い合わせ

医療保険課

(国民健康保険加入者 電話:21-5646、後期高齢者医療加入者 電話:21-5552、ファクス:20-8555)

5 交通・自動車 5-1 鉄道・バス料金の割引

■鉄道

手帳の種別	割引の対象	種別	割引率	備考
身体障害者手帳又は療育手帳(第1種) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	5割引	・介護者は1名のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし
	本人のみ	普通乗車券	5割引	片道 100 kmを超えるとき
身体障害者手帳又は療育手帳(第2種) 精神障害者保健福祉手帳(2級 3級)	介護者(障がい児と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	・12歳未満の障がい児 ・介護者のみ割引 (本人が小児の場合に限る)
	本人のみ	普通乗車券	5割引	片道 100 kmを超えるとき

※乗車券を購入する際に手帳を提示してください。

※民営鉄道の場合も、JRの取扱いとほぼ同様ですが、各鉄道事業者によって取扱いが異なる場合もありますので、詳細は各事業者にお問い合わせください。

※JRの割引乗車券を購入する場合、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種または第2種」の記載が必要です。

精神障害者保健福祉手帳に第1種、第2種の記載がない方は追記いたしますので、手帳とマイナンバーカードをご持参ください。

■路線バス(三重交通)

手帳の種別	割引の対象	割引率	備考
身体障害者手帳又は療育手帳(第1種)	本人・介護者	普通運賃の半額 定期乗車券の3割引	介護者は1名のみ
身体障害者手帳又は療育手帳(第2種)	本人のみ	普通運賃の半額 定期乗車券の3割引	
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	普通運賃の半額 定期乗車券の3割引	三重交通の都市間高速バス等は対象外

※運賃を支払う際又は乗車券を購入する際に、手帳を提示してください。

※マイナポータル連携された「ミライロID」(スマートフォンアプリ)に限り、各手帳の代替としてご利用いただけます。

■伊勢市コミュニティバス(おかげバス・デマンド)

手帳の種別	区 分	料金(※通常料金の半額)
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	1回の乗車運賃	100円 交通系 IC カード利用 90 円
	1日乗車券	200円
	定期券(1ヶ月)	3,600円
	定期券(3ヶ月)	9,900円

※第1種の手帳を交付された人の介護者も対象となります。

※高齢者(65歳以上)、小児(小学生)、幼児(未就学児)の人は、記載料金の半額です。

※交通系 IC カードは、おかげバスデマンドではご利用いただけません。

※マイナポータル連携された「ミライロID」(スマートフォンアプリ)に限り、各手帳の代替としてご利用いただけます。

■問い合わせ

詳しくは各公共交通機関にお問い合わせください。

伊勢市コミュニティバスのお問い合わせは

交通政策課(電話:21-5593、ファクス:21-5585)

5-2 航空運賃(国内便のみ)の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(顔写真付のもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る。)をお持ちの人が国内線を利用される場合、料金が割引されます。対象者、割引内容等は航空運送事業者又は路線によって異なります。

■問い合わせ

詳しくは各航空券販売窓口にお問い合わせください。

5-3 旅客船の割引

旅客船を利用される場合、料金が割引されます。対象者、割引内容等は船舶会社によって異なります。

■問い合わせ

詳しくは各船舶会社にお問い合わせください。

5-4 タクシー料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は、タクシー料金の割引が受けられる場合がありますので、乗車の際に乗務員に確認してください。手帳の提示を求められる場合があります。

■割引率

乗車料金の10%

■問い合わせ

詳しくは各タクシー事業所にお問い合わせください。

5-5 おでかけ支援事業

市内居住の今年度時点で 18 歳以上の障がいのある人のバス・タクシー料金の一部を助成します。

■対象者(次のいずれかに該当)

※重度障害者タクシー料金助成事業の対象でない今年度時点で 18 歳以上の人

障がいの区分			手帳の等級
身体障がい	視覚障がい		3級～6級
	聴覚障がい		2級～6級
	平衡機能障がい		3級～5級
	音声・言語・そしゃく機能障がい		3級・4 級
	肢体不自由	上肢	1級～6級
		下肢	4級～6級
		体幹	4級～6級
内部障がい		2級～4級	
知的障がい			B1・B2(中度・軽度)
精神障がい			1級～3級

※精神障がいの方につきましては、重度障害者タクシー料金助成事業とおでかけ乗車券のいずれかを選択していただきます。

■申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

■手続き

- ①高齢・障がい福祉課に申請をします。
- ②1枚 50 円(年間 80 枚、4,000 円)又は1枚100円(年間40枚、4,000円)のおでかけ乗車券を交付します。
※おでかけ乗車券は、バス、タクシーどちらでも利用できます。
- ③タクシーでの利用の場合、1乗車あたり 500 円を利用上限とします。

■75 歳未満の方は、重度障害者タクシー料金助成事業との併用はできません。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-6 重度障害者タクシー料金助成事業

市内居住の重度障がいのある人のタクシー料金の一部を助成します。

■対象者(次のいずれかに該当)

- ①視覚障がい1～2級、下肢・体幹・移動機能障がい1～3級、内部障がい1級
- ②療育手帳程度A
- ③精神障害者保健福祉手帳1～3級

※次に該当する場合は助成対象外

- ・自動車税若しくは軽自動車税の減免を受けている人
- ・各法に定める福祉施設に入所している人
 - ・障がい者入所施設(グループホーム、ケアホームは除きます)
 - ・児童福祉法による入所施設〔児童養護施設、母子生活支援施設など〕
 - ・介護保険法による入所施設〔特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設〕(有料老人ホームは除きます)

■申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

■手続き

- ①高齢・障がい福祉課に申請をします。
- ②1枚600円の助成券(年間36枚、21,600円)を交付します。
※年度途中の交付は年度末(3月)までの月数×3枚(申請月含む)
- ③600円未満に使用する場合は、その端数金額で助成券を使用することができます。
つり銭は出ません。

■その他

- ・重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業および高齢者リフト付タクシー利用支援事業との併用はできません。
- ・精神障がいの方につきましては、重度障害者タクシー料金助成事業とおでかけ乗車券のいずれかを選択していただきます。
- ・75歳未満の方は、おでかけ支援事業との併用はできません。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-7 重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業

電車、バス等の交通手段を利用することが困難な市内居住の重度の身体障がいのある人が外出にリフト及び寝台付のタクシーを利用する際、その料金の一部を助成します。

■対象者

下肢・体幹・移動機能障がい1～3級で外出時に移動寝台又は車椅子を必要とする人。
(65歳以上の人で、寝たきりまたは歩行が全介助の人は、「高齢者リフト付タクシー利用支援事業」をご利用ください。)

■申請に必要なもの

身体障害者手帳

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課に申請をします。
- ② 1枚 1,000 円の助成券(年間 72 枚、72,000 円)を交付します。
※年度途中の交付は年度末(3月)までの月数×6枚(申請月含む)
- ③ 1回の乗車料金が1,000円未満の場合は、その乗車金額で助成券を使用することができます。つり銭は出ません。
1回の乗車料金が1,000円以上の場合は、1,000円未満の端数には使用することができません。

■その他

- ・重度障害者タクシー料金助成事業との併用はできません。
- ・75 歳未満の方は、おでかけ支援事業との併用はできません。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-8 身体障害者用自動車改造費の助成

運転免許を所持している重度の身体障がいのある人が、運転を容易にするために、ハンドルやブレーキ装置等を改造する場合、10万円を限度として費用の一部を助成します。

※改造着工前、車両購入前に書類の提出及び審査が必要です。

■対象者(次のすべてに該当)

- ①身体障害者手帳(重度の上肢・下肢または体幹機能障がい)をお持ちの人
 - ②改造する自動車を自分で所有し運転する人
 - ③前年の所得が基準額(特別障害者手当の所得制限限度額)を超えない人
- ※再申請する場合は、前回申請日(改造費の支給を受けた場合に限る)より3年を経過していることが必要です。

■助成額 10万円を限度とする

■申請に必要なもの

- ①改造前の写真
 - ②見積書(改造の箇所、内容、経費がはっきりわかるもの)
 - ③身体障害者手帳
 - ④自動車運転免許証の写し※1
 - ⑤自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し(自動車購入時に改造の場合は登録後に提出)
 - ⑥前年の所得が明らかになる書類(確定していない場合は前々年)※2
- ※1 マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を提示して下さい。
- ※2 伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は、提出を省略できます。

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課に申請をしてください。
- ② 審査の結果を郵送いたします。
- ③ 改造を開始してください。
- ④ 改造完了後、請求書、領収証の写しおよび改造後の写真を高齢・障がい福祉課にお持ちください。
- ⑤ 高齢・障がい福祉課から助成金を振り込みいたします。

■問い合わせ 高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

【次のような自動車は消費税が非課税となります】

・身体障がい者自身による運転に支障がないよう、身体障がい者の身体の状態に応じた補助装置(※)が付いている自動車。

※補助装置とは:手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器(ウインカー)、右駐車ブレーキバ、足動装置、運転用改造座席

・車いす及び電動車いすを使用する人を、車いす等とともに搬送できるよう、車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いす等の固定装置等がついた自動車。

5-9 身体障害者等福祉車両購入費等の助成

市内に住所を有する在宅の重度の身体障がい者本人または同一世帯に属する者が、福祉車両を購入または改造するために要する費用について、30万円を限度として費用の一部を助成します。

※改造着工前、車両購入前に書類の提出及び審査が必要です。

■対象者(次のすべてに該当)

- ① 下肢または体幹機能障害1～2級をお持ちで、在宅で移動に車椅子を使用している人または同一世帯に属する者
 - ② 対象車両は専ら当該障害者の運送のために使用するもので、車椅子又はストレッチャーの昇降装置が搭載されているもの
 - ③ 前年の所得が基準額(特別障害者手当の所得制限限度額)を超えない人
- ※ 再申請する場合は、前回申請日(改造費の支給を受けた場合に限る)より5年を経過していることが必要です。

■助成額 30万円を限度として、以下の金額となります。

- ① 福祉車両購入の場合は、福祉車両の本体価格と同型の標準仕様の車両の本体の価格との差額(ただし、中古の福祉車両を購入する場合は、車両の本体の価格の5分の1の金額)
- ② 福祉車両への改造の場合は、改造するために必要な費用

■申請に必要なもの

※購入の場合

- ① 見積書(当該車両の本体価格が分かるもの。)
 - ② 同型標準仕様の車両の本体価格がわかる書類
 - ③ 昇降装置の写真
 - ④ 前年の所得が明らかになる書類(確定していない場合は前々年)
- ※伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は、提出を省略できます。

※改造の場合

- ① 見積書(改造の箇所、内容、経費がはっきりわかるもの。)
 - ② 自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し
 - ③ 自動車登録番号標を含む車両全体及び改造予定箇所の写真
 - ④ 前年の所得が明らかになる書類(確定していない場合は前々年)
- ※伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は、提出を省略できます。

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課に申請をしてください。
- ② 審査の結果を郵送いたします。
- ③ 購入(改造)を開始してください。
- ④ 購入(改造)完了後、請求書、領収証の写し、自動車登録番号標を含む車両全体の写真及び自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し(購入の場合に限る)、改造箇所の写真(改造の場合に限る)を提出してください。
- ⑤ 高齢・障がい福祉課から助成金を振り込みいたします。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-10 自動車運転免許取得費の助成

身体障がいのある人が自動車教習所において操作訓練を受け、運転免許を取得する場合に、その費用の一部が助成されます(他制度を利用できる方は除きます)。ただし、免許取得後1年以内に申請をしてください。

■対象者(次のすべてに該当)

- ①身体障害者手帳1～4級をお持ちの人
- ②経済的に取得の困難な人

■助成額

免許取得に要した費用の2／3以内(上限10万円)

■申請に必要なもの

- ① 申請書
 - ② 身体障害者自動車操作訓練事業助成金請求書
 - ③ 本人の運転免許証の写し(両面) ※1
 - ④ 身体障害者手帳
 - ⑤ 前年の所得が明らかになる書類(確定していない場合は前々年)※2
- ※1 マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を提示して下さい。
- ※2 伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は、提出を省略できます。

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課で申請にかかる書類をお渡しします。
- ② 教習所で証明をしてもらいます。
- ③ 申請に必要なものを高齢・障がい福祉課にお持ちください。
- ④ 審査の結果を郵送し、助成金を振り込みいたします。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-11 有料道路通行料金の割引

■対象者(次のいずれかに該当)

- ① 身体障害者手帳をお持ちの人で、自ら自動車を運転する場合
- ② 身体障害者手帳(1種)または療育手帳Aをお持ちの人の移動のため運転する場合

■対象の自動車

障がいのある人本人又はその家族が所有する乗用自動車(営業用の車両を除く)

- ※ 介護者が運転する場合は、継続して日常的に介護している方の自動車も対象です。
- ※ 登録できる自動車1台に限ります。
- ※ 自動車登録をしない場合(ETC 無線通行(ノンストップ走行)の利用はできません)は、親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)などが対象(業務利用等自動車は対象外)となります。
- ※ なお、高速道路株式会社の定める車種要件を満たす必要があります。

■割引料金額 通常料金の半額。

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証(自動車登録をしない場合は不要)
- ③運転免許証(第2種の人のみ)※1
- ④ETCカード(ETCご利用の人のみ必要。原則障がい者本人名義のもの。)
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETCご利用の人のみ必要)
- ※1 マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を提示して下さい。
- ※2 変更、更新申請の場合、前回申請時から変更が無い場合は、③④⑤は不要

■有効期限

新規及び変更申請時は登録後2回目の誕生日までで、更新申請時は、登録後3回目の誕生日(最長2年2か月まで)です。ただし、手帳に有効認定日又は次回判定日の記載がある場合は、その日までが有効期限となります。

■更新申請

有効期限を過ぎた後も継続して割引を受けるためには、更新申請が必要です。更新申請は、割引有効期限の2か月前から有効期限の前日まで行うことができます。

■ETC 登録の際の注意事項

- ① ETCをご利用される場合、データ登録の関係上、申請後すぐのETCご利用時には割引が適用されない場合があります。
- ② 事前に割引登録がされたETCカードでのお支払いにおいても、お手帳が呈示できない場合は割引が適用されません。ご利用時は必ず手帳を携行してください。
- ③ マイナンバーカード等を用いて、オンラインでの申請も可能です。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)
有料道路ETC割引登録係(電話045-477-1233、ファクス:045-474-1110)
オンライン申請URL <https://www.expressway-discount.jp>

5-12 障害児機能訓練通所交通費の助成

障がいのある児童の心身の発達を助長し、また、経済的負担の軽減を図るため、機能訓練施設(三重県立子ども心身発達医療センター等)へ通所するための交通費の一部を助成します。

■対象者

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた児童の保護者
(ただし、他制度により助成を受けている人を除く)

■対象施設

三重県立子ども心身発達医療センター、済生会明和病院などこ、鈴鹿病院、三重病院
※機能訓練(理学療法、作業療法、言語療法)のための通所のみが対象です

■助成額

助成額は、機能訓練施設に通所した日1日につき自宅から機能訓練施設までの往復距離(1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。)に1キロメートル当たり 15 円を乗じて得た額とします。ただし、1月当たり 8,000 円を上限とします。

往復距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定するものとします。

助成金は、毎年、1月1日から6月 30 日までの期間及び7月1日から 12 月 31 日までの期間に分け、それぞれの期間について支給します。

■手続き

- ① 高齢・障がい福祉課で申請書をお渡しします。
- ② 機能訓練施設で通所した日数を証明してもらいます。
(領収書で機能訓練であることが確認できる場合は領収書の写しでも可)
- ③ 半年ごと(7 月と 1 月)に高齢・障がい福祉課に申請をします。
- ④ 審査の結果を郵送し、助成金を振り込みいたします。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

5-13 三重おもいやり駐車場利用証制度

障がいその他の理由で歩行が困難な方が、「おもいやり駐車場」として登録された駐車場を利用できる制度です。県外で同様の制度を実施している場合は、相互利用ができません。

■対象者

障がいの区分				手帳の等級	
身体障がい	視覚障がい			1 級～4 級	
	聴覚障がい			2 級～3 級	
	平衡機能障がい			3 級～5 級	
	肢体不自由	上肢		1 級～2 級	
		下肢		1 級～6 級	
		体幹		1 級～5 級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	1 級～2 級	
			移動	1 級～6 級	
	心臓機能障がい			1 級～4 級	
	じん臓機能障がい			1 級～4 級	
	呼吸器機能障がい			1 級～4 級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい			1 級～4 級	
	小腸機能障がい			1 級～4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1 級～4 級		
肝臓機能障がい			1 級～4 級		
知的障がい				A1・A2(最重度・重度)	
精神障がい				1 級	

※ その他、要介護認定された高齢者、難病患者、妊産婦(産後2年間有効)、医師の証明書等で認められた歩行困難者(最長 5 年間有効)も対象となります。

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ② ①以外の方は、介護保険被保険者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、医師の証明書等
- ※ 代理人申請の場合は、代理人の身分証明(運転免許証等)が必要です。
- ※ 有効期限を迎える方で引き続き希望される方は、再度、手続きが必要です。更新は、有効期限の3か月前から手続き可能です。現在の利用証をお持ちください。
- ※ 交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに利用証をご返却ください。

■申請窓口

三重県 地域福祉課(津市広明町 13)
 多気度会福祉事務所(伊勢市勢田町 628-2 伊勢庁舎 1 階)
 伊勢市役所高齢・障がい福祉課、伊勢市役所各総合支所生活福祉課

■問い合わせ

三重県地域福祉課(津市広明町13番地)
 電話:059-224-3349、ファクス:059-224-3085

5-14 駐車禁止除外指定車標章の交付

対象者が通院・通学等で歩行が著しく困難なため支障がある場合に、管轄の警察に申請し許可されると、駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。（交差点・歩道・横断歩道・坂道の頂上付近等は駐車できません。）

■対象者

(1)身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		等級
視覚障がい		1級～4級の1
聴覚障がい		2級又は3級
平衡機能障がい		3級
肢体不自由	上肢	1級～2級の3
	下肢	1級～4級
	体幹	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級～4級
心臓機能障がい		1級又は3級
じん臓機能障がい		1級又は3級
呼吸器機能障がい		1級又は3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級又は3級
小腸機能障がい		1級又は3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級
肝臓機能障がい		1級～3級

(2)療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方

区分	障がいの程度
知的障がい者	A1・A2（最重度・重度）
精神障がい者	1 級
小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方	疾患名が「色素性乾皮症」に限る。

※ 上記と同程度に歩行が困難であると公安委員会が認める方は、交付対象となることもあるため、伊勢警察署窓口で相談してください。

■問い合わせ

伊勢警察署（電話：20-0110）（伊勢市神田久志本町1481-3）

6 税金

6-1 所得税・市県民税の控除等

※障がいに係るもののみ掲載しています

種類	内容		控除額等
所得税・市県民税	障害者控除	本人又は同一生計配偶者・扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳(3 級～6 級) 療育手帳(B1・B2) 精神障害者保健福祉手帳(2 級・3 級)	所得税 27 万円 市県民税 26 万円
		本人又は同一生計配偶者・扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳(1 級・2 級) 療育手帳(A1・A2) 精神障害者保健福祉手帳(1 級)	所得税 40 万円 市県民税 30 万円
		同居特別障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が、本人、配偶者、本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況とする特別障害者の場合
	小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合	支払った掛金の全額
	医療費控除	① 居宅介護、重度訪問介護、短期入所（遷延性意識障がいに限る）、重度障害者等包括支援及び訪問入浴サービスの利用者負担額の一部のうち一定の要件を満たすもの。（事業所が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」（訪問入浴サービスの場合は「在宅介護費用証明書」）が必要です。） ② 6か月以上寝たきりの人のおむつ代（おむつ使用証明書が必要です。） ③ ストマ用装具に係る費用（ストマ用装具使用証明書が必要です。）	支払った医療費-保険金等で補填される金額-10 万円 又は総所得金額等の5%（最高限度額 200 万円）
市県民税	前年の合計所得金額が 135 万円以下の障がい者		非課税
相続税（国税）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が相続又は遺贈により財産を得た場合		税額控除
贈与税（国税）	特別障害者が特別障害者扶養信託契約により信託の受益権者となった場合		一定の金額まで贈与税非課税
マル優	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす障がい者など		350 万円までの預貯金等の元本の利子が非課税

※ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者給与の支払を受けた方又は白色事業専従者は除く。）で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

■問い合わせ

市県民税…課税課(電話:21-5534、ファクス:21-5535)

所得税・相続税など…伊勢税務署(電話:28-3191)

マル優…各金融機関

6-2 自動車税・軽自動車税の減免

身体障がい者等が所有し、かつ、使用する自動車で一定条件にあてはまる人に対して、自動車税・軽自動車税を減免する制度があります。

■対象者

①本人運転

身体障がい者本人が自動車を運転する場合

②家族運転

身体障がい者等が社会生活を営むための全ての使用(社会参加活動)のために月4回以上自動車を使用すること。

③介護者運転

身体障がい者等の通院、通学、通所若しくは生業(通勤、自営等)のために週3回以上、1年以上にわたって継続的にその自動車を使用すること。

■対象等級

	本人運転						家族運転・介護者運転					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○					○	○			
平衡機能障がい			○						○			
上肢・運動機能(上肢)	○	○					○	○				
下肢・運動機能(移動機能)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
体幹機能障がい	○	○	○		○		○	○	○			
内部障がい	○	○	○				○	○	○			
喉頭摘出による音声機能障がい			○						○			
知的障がい	A1・A2											
精神障がい	1級											

■自動車の名義

車検証に記載される所有者・使用者ともに障がい者本人でなければなりません(自動車をローン等で購入し所有権が留保される場合は、所有者は自動車販売業者等の名義でも可能です)。なお18歳未満である場合及び知的障がい者、精神障がい者である場合は、保護者の名義にすることも可能です。

■問い合わせ

自動車税・軽自動車税環境性能割

伊勢県税事務所(電話:27-5125、ファクス:27-5252)

※伊勢県税事務所には事前予約が可能です。予約をする場合は、お電話で「減免申請の予約をしたい」旨をお伝えください。

三重県自動車税事務所課税課(電話:059-253-8057、ファクス:059-253-8058)

軽自動車税種別割

課税課(電話:21-5531、ファクス:21-5535)

6-3 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税(家屋)の減額

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額 制度があります。

■対象となる住宅

新築の日から 10 年以上を経過した住宅（改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下）であって、次のいずれかに該当する方が居住している住宅

- ① 65 歳以上の方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- ③ 障がいのある方

※ 適用を受けることができるのは、一戸につき 1 回のみ

※ 賃貸住宅は対象外

■対象となる工事

工事費用から補助金等を控除した額が 50 万円を超えるもので次に該当する工事

廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改修、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取替え、床の滑り止め化

■減額の内容

固定資産税の 1／3 を減額(都市計画税は対象外)

※ 軽減対象床面積は、100 ㎡まで

※ 改修工事が完了した年の翌年度分のみ適用

■手続きについて

・減額制度の適用を受けるためには、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

・詳しくは、窓口までお問い合わせください

■問い合わせ

課税課(電話:21-5533、ファクス:21-5535)

7 NHK・電話料金

7-1 NHK放送受信料の減免

■対象者及び免除内容

対象者		免除内容
視覚・聴覚障がいのある身体障害者手帳1～6級 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級	障がいの方が世帯主の場合	半額 ※
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を世帯構成員に有する場合	世帯員全員が市民税非課税の場合	全額

※ 半額免除の場合、契約者の方が手帳所持者である必要があります。

※ 転入等により伊勢市で課税状況が確認できない場合は、所得課税証明書が必要です。

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 契約者のみとめ印

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

NHK津放送局(電話:059-229-3002、ファクス:059-229-3039)

7-2 NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

目や上肢等が不自由なために、電話帳の利用が困難な人は、無料で番号案内(104番)が利用できます。NTTへ事前の登録が必要です。

■対象者(次のいずれかに該当)

- ① 身体障害者手帳(視覚障がい)1～6級をお持ちの人
- ② 身体障害者手帳(上肢・体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級をお持ちの人
- ③ 療育手帳をお持ちの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

■問い合わせ

電話:0120-104-174、ファクス:0120-000-104

※受付時間:午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

7-3 携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料、通話料、各種サービスの料金の割引があります。

割引の有無、割引率、割引種別などは事業者ごとに異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

8 年金・手当など

8-1 障害基礎年金

病気やけがで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金制度です。

■支給条件(次のいずれにも該当)

- ① 障がいの原因となった病気・ケガについての初診日に国民年金に加入しており、一定の保険料納付 要件を満たしている方
※20 歳以前に初診のある方も 20 歳に達した時点で申請が可能です。
- ② 障がい認定日(原則として初診日から1年半後)又はそれ以降、65 歳までに国民年金法で定める1～2級の障がいに至った方
※等級(障がいの程度)は障害者手帳の等級とは異なります。

■支給額(令和7年4月1日現在)

1級 月額 86,635 円

2級 月額 69,308 円

※ 障害基礎年金の受給権を得たときや得た後、その方によって生計を維持されている子(18 歳に到達する年度末までの子、1・2 級の障がいのある 20 歳未満の子)があるときは子の加算があります。

※ 他の公的年金や本人の所得などによる制限があります。(20 歳以前に初診日のある方など)

■支給月

偶数月(4・6・8・10・12・2 月)

■問い合わせ

医療保険課(電話:21-5554、ファクス:20-8555)

8-2 障害厚生年金

病気やケガで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金です。

■支給条件(次のいずれにも該当)

- ① 障がいの原因となった病気・ケガについての初診日に、厚生年金に加入しており一定の保険料納付 要件を満たしている方
- ② 障がい認定日又はそれ以降、65 歳までに厚生年金法で定める1～3級の障がいに至った方
※ 等級(障がいの程度)は障害者手帳の等級とは異なります。

■支給額

報酬比例(収入に比例した年金額)

※ 請求手続き等、詳しくは窓口までお問い合わせください。

■支給月

偶数月(4・6・8・10・12・2 月)

■問い合わせ

伊勢年金事務所(伊勢市宮後3-5-33)

電話:27-3601(音声ダイヤル→①→②)、ファクス:28-4311

8-3 三重県心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛金を納め、加入者が死亡または重度障がいとなった場合に、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

■障がいのある方の範囲 ※年齢制限はありません

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

- ① 身体障がい者1～3級
- ② 知的障がい者
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が①②と同程度と認められる方

■保護者の加入要件

障がいのある方を現に扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす方

- ① 三重県に住所があること
- ② 年齢が 65 歳未満であること
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

■掛金

- ・ 掛金の月額、加入時の年齢により 9,300 円～23,300 円に区分されています。
- ・ 加入者が 65 歳以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して 20 年以上加入すると、その後の掛金が免除されます。
- ・ 加入者の属する世帯の所得等状況によっては、掛金の免除・助成を受けられる場合があります。
- ・ 2 口まで加入できます。
- ・ 掛金は、所得税及び市民税の小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

■年金支給額

加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、その月から毎月2万円（1口あたり月額2万円）が支給されます。

■弔慰金の支給・脱退一時金の支給

1年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

■問い合わせ

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

（電話：059-224-2274、ファクス：059-228-2085）

8-4 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当等

	支給対象	支給月額	申請に必要なもの	支給制限
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする20歳以上の重度の重複障がい者 (表1参照)	29,590円 (支給月) 2月 5月 8月 11月	・認定請求書 ・認定診断書(障がいの程度により省略できる場合があります) ・障害者手帳(所持者のみ) ・本人名義の普通預金通帳(写し) ・本人の年金(恩給)証書と1年間の年金(恩給)の受給額がわかるもの(年金振込通知書、通帳等) ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・3か月を超えて入院している場合は対象外
障害児福祉手当	身体障害者手帳1級程度、療育手帳A1程度の重度の障がいのある常時介護を必要とする20歳未満の障がい児 (表2参照)	16,100円 (支給月) 2月 5月 8月 11月	・認定請求書 ・認定診断書(障がいの程度により省略できる場合があります) ・障害者手帳(所持者のみ) ・本人名義の普通預金通帳(写し) ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級と4級の一部、療育手帳A1・A2又はB1・B2の一部若しくはこれと同程度の障がいのある児童(20歳未満)を養育している保護者等	1級 56,800円 2級 37,830円 (支給月) 4月 8月 11月	・認定請求書 ・認定診断書(障がいの程度(※)により省略できる場合があります) ・障害者手帳(所持者のみ) ・請求者及び対象児童の記載されている戸籍謄本 ・請求者名義の普通預金通帳(写し) ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき

※ 特別児童扶養手当の診断書を省略できる手帳の等級

【療育手帳】最重度(A1)、重度(A2)

【身体障害者手帳】1・2・3・4(一部)級(内部障がい以外)

	支給対象	支給月額	申請に必要なもの	支給制限
児童扶養手当	児童（※2）を養育している重度障がい者（国民年金の障がい等級1級程度）	児童1人の場合 11,010円～46,680円 児童2人目の加算額 5,520円～11,020円	・父又は母及び児童の戸籍謄本 ・受給者名義の通帳 ・その他必要な書類（詳しくは、窓口でおたずねください。）	・所得制限あり ・児童が施設入所は対象外 ・公的年金を受けている場合は、種類・金額により制限あり ・障がい程度の制限あり

※2 児童の範囲

18歳の年度末までの児童、障がいがある20歳未満の者

表1 特別障害者認定基準（①から⑤のいずれかに該当するもの）

A. 重複障害

- ①別表1の障害が2つ以上重複しているもの
- ②別表1の障害が1つあり、かつ他の障害部位に別表2の障害が2つ以上あるもの

B. 肢体不自由

- ③別表1の3～5のいずれかの障害があり、日常生活動作評価表合計点数10点以上のもの

C. 内部障害

- ④別表1の6の障害があり、絶対安静の状態を有するもの

D. 知的・精神の障害

- ⑤別表1の7の障害があり、日常生活能力判定表合計点数14点以上のもの

（別表1）

1. 次に掲げる視覚障害 ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2. 両耳の聴力が100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態で、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害で、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
--

(別表 2)

1. 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は1眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力が 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くものもしくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8. 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害で、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表2 障害児福祉手当認定基準(①から⑩のいずれかに該当するもの)

- ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
食事、洗面、便所の処置、衣服の着脱のすべての動作が自立できない状態にあるもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
階段の昇降、室内の歩行のすべての動作が自立できない状態にあるもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
座位の保持、起立保持、立ち上りのすべての動作が自立できない状態にあるもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
心臓、呼吸器、腎臓、肝臓の機能障害又は血液疾患により、自己の身の日常活動が極度に制限される状態にあるもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
療育手帳の判定が最重度(IQ20以下)のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※いずれも、認定診断書から基準を満たさないと判断される場合は、却下となります。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

児童扶養手当は、

子育て応援課(電話:21-5713、ファクス:21-5555)

8-5 福祉給付金支給事業

■対象者

支給月(9月、3月)の初日において、住民税非課税世帯に属する在宅障がい者で、次のいずれかの交付を受けている人

- ① 身体障害者手帳1級
- ② 療育手帳程度A
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

次に該当する場合は支給対象外となります

- ・ 介護用品支給事業を利用している人
- ・ 重度心身障がい者紙おむつ等支給事業を利用している人
- ・ 各法に定める福祉施設に入所している人(入院の場合は支給対象とします)

■支給額等

年額24,000円(※年2回(9月、3月)、12,000円ずつ支給)

■申請に必要なもの

※年度ごとに申請が必要です。

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②本人名義の普通預金通帳
- ③課税証明書(世帯全員)

※伊勢市の課税資料での確認が可能な人で、確認に同意される場合は提出を省略できます。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

8-6 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付事業は、比較的所得が少ない世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査し貸付を行います。

【貸付対象】低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯

【貸付資金の種類】

- ① 総合支援資金 生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
- ② 福祉資金 療養費、介護等費、福祉費、福祉費(住宅)、福祉用具購入費、生業費
障がい者自動車購入費、災害援護資金、技能習得費、緊急小口資金
- ③ 教育支援資金 教育支援費、就学支度費

【連帯保証人】原則、必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

【貸付金利子】連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

※緊急小口資金、教育支援資金は無利子

■問い合わせ

伊勢市社会福祉協議会 伊勢市生活サポートセンターあゆみ(電話:63-5224)

9 視覚・聴覚障がいの支援

9-1 手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳・要約筆記を必要とする聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要約筆記とは、相手の話を要約し、文字で伝える方法です)

■対象者

身体障害者手帳(聴覚、言語機能または音声機能)をお持ちで、音声言語による意思疎通が困難な人など

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

9-2 盲ろう者通訳・介助員の派遣

視覚と聴覚の重複障がい者が公的機関や病院へ出かけるときなどに、コミュニケーションの支援と外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

■対象者

視覚と聴覚の重複障がいで総合等級1級及び2級の人

■問い合わせ

三重県聴覚障害者支援センター(津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内)
電話:059-223-3302、ファクス:059-223-3301

9-3 声の広報・点字広報の発行、封筒への点字表示

広報いせの録音版または点字版をお届けします。

また、市から発送する通知の一部について、封筒に担当課名等を点字表示します。

■対象者

視覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの人。

■手続き

○声の広報(録音版)

- ①高齢・障がい福祉課に、住所、氏名、電話番号をご連絡ください(電話でも可)
- ②毎月2回(1日号、15日号)ご自宅へ郵便でお届けいたします。
- ③聞き終えたCDを返却してください。(返却方法:お届けした袋にCDを入れ、宛名カードを裏返して、郵便ポストに投函してください)

○点字広報(点字版)

- ①高齢・障がい福祉課に、住所、氏名、電話番号をご連絡ください(電話でも可)
- ②ご自宅へ郵便でお届けいたします。

○封筒への点字表示

- ① 高齢・障がい福祉課に、住所、氏名、電話番号をご連絡ください(電話でも可)
- ② 次の通知文書を郵送する際、封筒に点字シールを貼付します。

担当課	対象となる通知文書
課税課	市県民税納税通知書等
	固定資産税納税通知書
	軽自動車税納税通知書
医療保険課	国民健康保険料納入通知書
	後期高齢者医療保険料決定通知書
	障害者医療費支給決定通知書
介護保険課	介護保険料納入通知書
	介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
	介護保険負担割合証
	介護保険限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書
高齢・障がい福祉課	全ての通知文書

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

9-4 視覚障害者訪問訓練事業

視覚障がいのある人に対して、歩行訓練や生活訓練等を行います。

■対象者

身体障害者手帳(視覚障がいによる等級が1級～4級の一部)をお持ちの人

■訓練回数

年間10回を限度とします。(新規利用の人を優先するため、継続の人は回数を制限させていただきます場合があります。)

■訓練内容

視覚障がい者生活訓練専門指導員が自宅等に訪問して、継続的な歩行訓練、日常生活訓練、相談等を行います。訓練内容は個別の生活状態に応じて計画します

■申請に必要なもの

身体障害者手帳

■費用

原則無料。ただし、訓練内容によっては実費負担が必要。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

10 その他の生活支援

10-1 訪問理美容サービス事業

理容院、美容院に出向くことが困難な身体障がいのある人に対し、居宅でサービスが受けられるよう料金の一部(出張料相当額)を助成します。

■対象者

寝たきり状態等のため理美容院に出向くことが困難な施設に入所していない在宅障がい者で、次のいずれかに該当する人。

- ①下肢または体幹障がい1～2級
- ②内部障がい1級

■手続き

- ①高齢・障がい福祉課に申請をしてください。
- ②月額1,000円分(理美容業者の出張料相当分)の助成券をお渡しします。
※ 年度途中の交付は年度末(3月)までの月数×1,000円(申請月含む)
- ③あらかじめ市に届出をしている協力店に連絡をし、サービスを利用してください。
※理美容技術料等は実費でご負担ください。

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

10-2 補助犬

補助犬とは、目や耳や手足に障がいのある人の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

■補助犬の貸与を受けることのできる方

- ・視覚障害 1 級(盲導犬)
- ・肢体不自由 1 級または 2 級(介助犬)
- ・聴覚障害 2 級(聴導犬)
- ・居住要件(過去 1 年以上県内に居住し、今後も相当期間居住する見込みのある方)
- ・現に就労や社会活動の参加をしている方、又は就労等の見込みのある方
- ・施設入所者でないこと
- ・居住する家屋の所有者や管理者の承諾が得られること
- ・適切に飼育できる方(年間 20 万円の出費があります)
- ・合同訓練が受けられること

■問い合わせ

三重県障害者社会参加推進センター(事務局:三重県障害者団体連合会)

電話:059-232-6803、ファクス:059-231-7182

三重県障がい福祉課(津市広明町13番地)

電話:059-224-2274、ファクス:059-228-2085

10-3 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方や介護が必要な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

■対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方（○印の該当者）又は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

【身体障害者手帳】

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、脳原性運動機能障がいのうち移動機能の障がい	○	○	-
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

【介護保険の被保険者証】 要介護状態区分「要介護5」

■問い合わせ

伊勢市選挙管理委員会事務局(電話:21-5635、ファクス:21-5636)

10-4 本の郵送貸出サービス

県立図書館では、来館が困難な障がいのある人に、自宅まで本を郵送するサービスを行っています。送料は往復とも県立図書館が負担します。

■対象者(三重県在住で次のいずれかに該当)

- ① 身体障害者手帳1～2級(下肢障がいの場合は3級まで)
- ② 療育手帳A

■問い合わせ

三重県立図書館(電話:059-233-1180、ファクス:059-233-1190)

10-5 青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社では、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書20枚を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布しています。

■対象者(次のいずれかに該当)

- ① 身体障害者手帳1～2級
- ② 療育手帳程度A

■受付期間毎 年4～5月頃

■問い合わせ

最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)にお問い合わせください。

11 救急・災害時の支援

11-1 救急医療情報キット配備事業

ご自宅での万が一の事態に備えるための道具です。

救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型や病歴等の医療情報や緊急連絡先等の情報を、救急情報シートにご自身で記載し、専用の容器(キット)に入れ、ご自宅の冷蔵庫の中に保管します。

緊急時に駆けつけた救急隊員が、状況に応じて救急医療活動のために活用します。

■対象者

各種障害者手帳を所持する人で、健康上不安のある人

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

11-2 緊急通報装置貸与事業

近隣に扶養義務者がいないひとり暮らしの重度身体障がいのある人で、身体機能の低下及び健康状態の悪化等により緊急時の通報手段の確保が困難な方を対象に、緊急通報装置の貸与を行います。

■対象者(※いずれにも該当)

- ・ひとり暮らしで近隣に扶養義務者がいない人
- ・身体障害者手帳の等級が1級または2級に該当する人
- ・身体機能の低下及び健康状態の悪化等により緊急時の通報手段の確保困難な人

■利用者負担

①通話料・・・全額利用者負担

本装置は、取付後電話機に異常が無いかどうかの確認のため、3日に1回自動的に通話テストをするシステムとなっております。このテストにかかる通話料は、利用者様の負担となります。

本装置のボタンを押すと警備会社につながります。この時にかかる通話料も利用者様の負担となります。

②装置利用料・・・市民税所得割額により異なります

利用者世帯の状況	利用者負担額(月額)
生活保護法による被保護世帯または市民税所得割非課税世帯	0 円
市民税所得割課税世帯	2,000 円

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

11-3 避難行動要支援者制度(防災ささえあい名簿)の登録

災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなどの行動を取るのに何らかの支援を要する人(防災ささえあい名簿)に事前に登録をしていただき、市で台帳を作成した上で自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、消防団などに台帳をお渡しし、地域の方々の支え合いにより災害などに備えるための制度です。

■対象者(いずれかに該当)

- ① 肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級の人
- ② 療育手帳Aの人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

※次に該当する場合は対象外となります

長期入院中または障害者支援施設、介護保険施設(老健は除く)等に入所・入居されている人

■問い合わせ

高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)

11-4 NET119緊急通報システム

音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを使い、音声を用いることなく119番通報ができるものです。

■対象者

伊勢市消防本部管内に在住、在勤、在学の聴覚・音声・言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が難しい人。

■利用範囲

伊勢市消防本部管轄外でもご利用が可能です。

■登録方法

事前の登録が必要です。

申請書兼同意書に必要事項を記入し、消防本部・通信指令課へ提出してください。

■問い合わせ

消防本部・通信指令課(電話:25-1261、ファクス:29-0134)

12 権利擁護

12-1 成年後見制度

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない人に対し、本人を援助する人を選任し、次のような法律行為を支援していく制度です。

財産管理 本人の預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上保護 福祉サービスの利用や福祉施設などへの入退所の手続きや費用の支払など、日常生活に関わる契約などの支援。

■手続き

各地域の家庭裁判所

※伊勢市在住の場合：津家庭裁判所伊勢支部（電話：28-3135）

成年後見サポートセンターでは、制度利用の相談対応、申立の支援を行います。

■問い合わせ

伊勢市成年後見サポートセンターきぼう（伊勢市八日市場町 13-1）

電話：21-1122、ファクス：27-2412

12-2 日常生活自立支援事業

日常生活を送るうえで必要な判断に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するための手続きや日常的なお金の管理などをお手伝いします。

■対象者

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等が不安な方

※ ただし、本人との契約に基づいてサービスを提供しますので、利用意思と契約内容への理解が必要です。

■支援内容

○福祉サービス利用援助

- ・福祉サービス利用に関する情報の提供・助言・相談など
- ・福祉サービスの利用をはじめたりやめたりするときの手続き
- ・苦情を申し出るためのお手伝い

○日常的な金銭管理サービス

- ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れ、各種支払のお手伝い
- ・福祉サービスの利用料や公共料金、家賃、税金などの支払い
- ・年金などを受け取るための手続き

○書類等の預かりサービス

- ・通帳や印鑑、年金証書などを金庫にて保管

■利用料

○福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス 1,200 円／1回（1時間程度）

※ 契約を締結するまでの相談や支援計画の作成などは、無料です

※ 生活保護を受給している方は、利用料が免除されます

※ 所得の状況によって、利用料が免除されます

○書類等の預かりサービス 3,000 円／年（250 円／月）

■問い合わせ

伊勢日常生活自立支援センター（伊勢市八日市場町 13-1）

電話：20-8618、ファクス：27-2412

12-3 障がい者虐待の防止

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障がい者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

【障害者虐待防止法】

平成 24 年 10 月 1 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、国や地方自治体、障害者福祉施設などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

【法に定める障がい者虐待の定義と類型】

定義	類型
養護者による障がい者虐待 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 使用者による障がい者虐待	身体的虐待
	放棄・放置
	心理的虐待
	性的虐待
	経済的虐待

【通報窓口】

平日 8:30～17:15	伊勢市障がい者基幹相談支援センター 電話:0596-63-5944 ファクス:0596-63-5420
平日夜間 17:15～8:30	電話:0596-23-1111 (伊勢市役所 代表電話・守衛室)
休日 24 時間	

13 相談

13-1 相談窓口

■障がい児(者)の生活支援に関する相談窓口

窓口	電話番号等	相談及び開設時間
障がい者地域相談支援センター 伊勢市八日市場町13-1 福祉センター2 階	電話:21-1130 ファクス:27-2412	月～金曜日 午前8時30分 から午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)
伊勢市福祉総合支援センターよりそい 伊勢市宮後1丁目1-35 ミライセ MiraISE内 伊勢市健康福祉ステーション7階	電話:21-5583 ファクス:63-5420	
伊勢市障がい者基幹相談支援センター 伊勢市宮後1丁目1-35 ミライセ MiraISE内 伊勢市健康福祉ステーション7階	電話:63-5609 ファクス:63-5420	伊勢市福祉総合支援センターよりそいは、月曜日のみ午後7時まで

■障害者相談員

障がい者相談員は、主に障がい者やその家族で構成されています。
障がいのある方の家庭生活や地域活動に関する相談、助言や指導を行っています。

○身体障害者相談員

氏 名	所属団体	連絡先
齋藤 茂	伊勢身体障害者協和会	090-5603-9071
清原 もゝ代	伊勢市肢体不自由児者父母の会	25-3227
鈴木 守	伊勢市視覚障害者福祉会	24-0870
大屋 眞理子	伊勢市聴覚障害者福祉協会	28-5160(ファクス)

○知的障害者相談員

氏 名	所属団体	連絡先
小林 えり子	伊勢市手をつなぐ親の会	22-2027
尾野 博美	伊勢市手をつなぐ親の会	36-0532

13-2 各種相談窓口

■伊勢市健康医療ダイヤル 24

市民の皆さんが、心や体の健康などについて気軽に相談できるよう、医師・保健師・看護師などによる 24 時間体制の電話相談を行っています。

健康・医療に関することや、育児・介護・メンタルヘルスなどの相談を受け付けていますので、気軽にご相談ください。

専用ダイヤル:0120-220-417(通話料無料) ※24 時間受付・年中無休

WEB でも相談できます。(回答まで数日かかります)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/soudan/1002484.html>



■問い合わせ

健康課(電話:27-2435、ファクス:21-0683)

■こころの相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
ひきこもり・依存症 (電話相談)	三重県こころの健康センター (津市桜橋 3 丁目 446-34)	059-253-7826	毎週水曜 午後 1 時～午後 4 時
自殺予防・自死遺族 (電話相談)	三重県こころの健康センター (津市桜橋 3 丁目 446-34)	059-253-7823	毎週月曜(祝日の場合は火曜) 午後 1 時～午後 4 時
こころの傾聴 テレフォン	三重県こころの健康センター (津市桜橋 3 丁目 446-34)	059-223-5237 059-223-5238	午前 10 時～午後 4 時
こころの悩みの相談	伊勢保健所 (伊勢市勢田町 628-2)	27-5148	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
身体やこころに関する健康相談	健康課 (伊勢市宮後 1 丁目 1-35 MiraISE(ミライセ)内 伊勢市健康福祉ステーション 5 階)	27-2435	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
家族による電話相談	NP0 法人三重県精神保健福祉会 (津市桜橋 3 丁目 446-34)	059-271-5808	毎週火・木曜 午前 10 時～午後 4 時
三重いのちの電話	NP0 法人三重いのちの電話協会	059-221-2525 0570-783-556	午後 6 時～午後 11 時 (土日を含む) 午前 10 時～午後 10 時 (土日を含む)
自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル)	一般社団法人日本いのちの電話連盟	0120-783-556	毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■医療に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
医療に関する悩みや心配ごとの相談（治療内容は除く）	三重県医療安全支援センター （津市広明町 13）	059-224-3111	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 （午前 12 時～午後 1 時を除く）（土日・祝日、年末年始を除く）
精神障がいのある方やご家族が、夜間・休日等でかかりつけ 医と連絡が取れないときの緊急相談電話	三重県精神科救急情報センター	29-9099	24 時間対応（土日を含む）
子どもの病気・薬・事故に関する電話相談	みえ子ども医療ダイヤル	#8000 又は 059-232-9955	午後 7 時 30 分～翌日午前 8 時（月曜～土曜） 24 時間（日曜・祝日・年末年始〈12 月 31 日～1 月 3 日〉）

■薬の相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
くすりの相談テレホン	三重県薬剤師会薬事情報センター （津市島崎町 311）	059-228-1113	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（土日・祝日、年末年始を除く）

■生活に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
障がい者の生活に関する相談	障がい者地域相談支援センター	21-1130	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分
	伊勢市福祉総合支援センターよりそい	21-5583	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 （月曜は午後 7 時まで）
	伊勢市障がい者基幹相談支援センター	63-5609	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分
障がい福祉制度に関する相談	伊勢市 高齢・障がい福祉課	21-5558	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 （月曜は午後 7 時まで）
消費生活、多重債務に関する相談	三重県消費生活センター（津市栄町 1-954）	059-228-2212	午前 9 時～午後 4 時 （午前 12 時～午後 1 時を除く）
	伊勢市消費生活センター（伊勢市役所東館 3 階 商工労政課内）	21-5717	午前 9 時～午後 4 時 （午前 12 時～午後 1 時を除く）

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■就労に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
障がい者の就労に関する相談	障がい者就業・生活支援センター「いくる」 (曾祢1丁目13-5)	65-7178	午前9時～午後5時
障がい者の就労に関する相談	三重障害者職業センター (津市島崎町 327-1)	059-224-4726	午前8時45分～午後5時
就職に関する相談	ハローワーク伊勢 (宮後1-1-35 MiraISE 8階)	27-8609	午前8時30分～午後5時15分
若者の就職に関する本人や家族に対する相談・支援	いせ若者就業サポートステーション (岩渕1丁目2-29)	63-6603	午前9時～午後6時 ※水曜日除く

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■障がいや病気に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
自閉症や発達障害のご本人や家族への療育、教育、福祉、就労等の相談	三重県自閉症・発達障害支援センター「れんげ」 (大紀町大字滝原字沼 1195-1)	0598-86-3911	午前8時30分～午後5時
医療的ケアの必要なご本人や家族等への総合的な相談	三重県医療的ケア児・者相談支援センター (津市江戸橋2丁目174番地国立大学法人三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンター)	059-231-5768	午前9時～午後4時
難病に関する相談	三重県難病相談支援センター(津市桜橋3丁目 446-34)	059-223-5063	午前9時～午後4時
視覚障がいに関する相談	三重県視覚障害者支援センター(津市桜橋2丁目 131)	059-228-3463	月～土曜日 午前9時～午後5時
聴覚障がいに関する相談	三重県聴覚障害者支援センター(津市桜橋2丁目 131)	059-223-3302 (FAX)059-223-3301	午前8時30分～午後5時
高次脳機能障がいに対する相談	三重県身体障害者総合福祉センター(津市一身田大古曾 670-2)	059-231-0037	午前8時30分～午後5時
認知症に関する相談	三重県認知症コールセンター	059-235-4165	午前10時～午後6時 (水曜日を除く)

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
がんに関する悩み、不安相談	三重県がん相談支援センター（津市桜橋3丁目446-34）	059-223-1616	午前9時～午後4時30分（第1日曜を含む。ただし、翌日の月曜は休み）

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■子どものころや発達相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
子どもの発達相談	伊勢市こども発達支援室（伊勢市宮後1丁目1-35 MiraISE(ミライセ)内 伊勢市健康福祉ステーション5階）	63-5444	午前8時30分～午後5時15分（月曜は午後7時まで）
子どもの身体やこころに関する健康相談	健康課（伊勢市宮後1丁目1-35 MiraISE(ミライセ)内 伊勢市健康福祉ステーション5階）	27-2435	午前8時30分～午後5時15分（月曜は午後7時まで）
子どもの悩みと発達についての電話相談	三重県立子ども心身発達医療センター（津市大里窪田町 340-5）	059-253-2030	午前9時～午後5時（午前12時～午後1時を除く）

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■子どもの教育相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
子どもの教育相談	伊勢市教育研究所 スマイルいせ（小俣総合支所3階）	22-7867	午前8時30分～午後5時
不登校の相談	伊勢市教育研究所 教育支援センターNEST（小俣総合支所3階）	22-7901	午前8時30分～午後5時15分
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等の相談	三重県総合教育センター（津市大谷町 12）	059-226-3729	月・水・金曜 午前9時～午後9時 火・木曜 午前9時～午後5時

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■子育てや親子関係に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
子育てや親子関係に関する相談	伊勢市福祉総合支援センターよりそい (伊勢市宮後1丁目1-35 ミライセ内 伊勢市健康福祉ステーション7階)	21-5709	午前8時30分～午後5時15分 (月曜は午後7時まで)

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■法律に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
成年後見、借金、その他法律相談	三重県司法書士会総合相談センター (津市丸之内養正町 17-17)	059-273-6300	第1～3水曜 午後1時30分～午後4時30分 第4水曜 午後5時～午後8時
法的トラブルの相談	法テラス・サポートダイヤル (日本司法支援センター)	0570-078374	月～金曜 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時
犯罪被害者支援ダイヤル	法テラス・サポートダイヤル (日本司法支援センター)	0120-079714	月～金曜 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時
法律相談	法テラス三重 (津市丸の内 34-5)	0570-078344	午前9時～午後5時
成年後見制度に関する相談	伊勢市成年後見サポートセンターきぼう (八日市場町 13-1)	0596-21-1122	午前8時30分～午後5時15分

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■人権に関すること

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
人権相談(全国ナビダイヤル)	みんなの人権 110番(全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	午前8時30分～午後5時15分
人権相談	津地方法務局伊勢支局	28-6158	午前8時30分～午後5時15分

※いずれも、土日・祝日、年末年始を除く

■オンライン相談(LINEによる相談)



●福祉のなんでも相談（ひきこもり・生活困窮など）

アカウント：伊勢市その他福祉相談

相談先：生活サポートセンター「あゆみ」

伊勢市福祉総合支援センターよりそい



●高齢者の生活や介護に関する相談

アカウント：伊勢市高齢・介護相談

相談先：伊勢市福祉総合支援センターよりそい



●障がいに関する相談

アカウント：伊勢市障がい相談

相談先：伊勢市障がい者地域相談支援センター

伊勢市福祉総合支援センターよりそい



●子育てや親子関係に関する相談

アカウント：伊勢市こども家庭相談センター

相談先：伊勢市福祉総合支援センターよりそい



13-3 パーソナルファイル

パーソナルファイル(旧名称:パーソナルカルテ)とは、発達をはじめとする支援が必要な子どもが、安心して継続した支援を受けられるよう、子どもの状態や支援の情報をスムーズに引き継ぐための情報を一冊にまとめたファイルです。パーソナルファイルは、保護者や本人が作成し、保管します。

■パーソナルファイルの配布場所

・伊勢市こども発達支援室

(宮後1丁目1-35 MiraISE(ミライセ)内 伊勢市健康福祉ステーション5階)

・健康課(宮後1丁目1-35 MiraISE(ミライセ)内 伊勢市健康福祉ステーション5階)

・高齢・障がい福祉課(市役所東館1階)

・子育て応援課(市役所東館2階)

・学校教育課(小俣総合支所2階)

※上記のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.ise.mie.jp/kosodate/soudan/hattatsu/1011702.html>



■問い合わせ

伊勢市こども発達支援室(電話:63-5444、ファクス:21-0683)

13-4 障害者団体連合会

障がいのある人の積極的な社会活動への参加を促進する目的で、障がいのある人やその家族で組織する団体が、会員相互の親睦を図るレクリエーション活動や情報交換など、さまざまな取り組みを行っています。

市内で活動していただいている伊勢市障害者団体連合会に所属する6団体を紹介します。加入などの問い合わせは、直接各団体へ連絡してください。

■伊勢身体障害者協和会

協和会は古く昭和 38 年4月に発足し、現在33人の会員がいます。障がいはさまざまですが肢体不自由の人が多いです。

活動の中心は、年2回のリフトバスを利用した研修旅行、秋に開催する文化祭(社会生活に関する講師を招いた講演、音楽鑑賞など)、カラオケ部などがあります。

コロナ禍で人と出会ったり話したりすることも少なくなっています。会員同士の親睦や相談することで気持ちが和らぎ、また当事者としての新たな情報も得られます。年齢や障がいに関係なく参加できますので、ぜひ気軽にご連絡ください。

(Tel:090-5603-9071 担当:斎藤さん)

■伊勢市視覚障害者福祉会

視覚障がいのある人を中心に組織されたもので、現在会員数33人の小規模な団体ではありますが、昭和・平成・令和とその活動は地道であるものの確実に受け継がれています。

視覚障がいがあることで生じる生活面での不安や悩みなどに関する相談・助言・情報交換を行い、豊かな社会生活を送れるように共に手を携え、明るい毎日を過ごすことを目的に活動する団体です。

主な活動は、年2回の社会見学、多彩な講師をお迎えして繰り広げられる文化祭、趣味を生かしてのスポーツ(SS ピンポン、ボーリング、グラウンドゴルフ)など。また、視覚障がいのある人が使用できるスマートフォンを使って楽しんだり、点字の読み書き研修なども行っています。

視覚障がいがあっても楽しいことを見出すことはできますので、一人でも多くの皆さんからののお問合せをお待ちしています。

(Tel:0596-24-0870 担当:鈴木さん)

■伊勢市二見町身体障害者福祉会

現在は40人ほどの会員で活動しています。社会参加と自立を目指した体験学習(そば打ち体験など)や調理実習などにより、会員相互の情報交換および交流を行っています。

(Tel:0596-43-3513 担当:酒徳さん)

■伊勢市聴覚障害者福祉協会

当団体はきこえない人が集まる団体です。伊勢市がきこえない人ときこえる人が共に暮らせるよりよい地域となるよう、活動を続けています。情報提供や各種イベントなども実施しています。お気軽にお問い合わせください。

(fax:0596-28-5160 担当:大屋さん)

■伊勢市肢体不自由児者父母の会

肢体不自由児者父母の会は、子どもたちが地域において楽しく暮らしていくため、保護者や行政と共に情報を共有して、会員相互の親睦を深めています。みんなで集まって

楽しく過ごす行事もありますので、ぜひお問合せください。

(TEL:080-5150-4108 担当:川口さん)

■伊勢市手をつなぐ親の会

知的障がいのある人の家族の会です。療育キャンプ、バス旅行、クリスマス会などを通して交流しています。伊勢市障害者団体連合会にも所属し、体育祭や社会見学に参加しています。また、各種研修会の案内や購読誌の配布も行っています。

一人一人の個性を認め合い、それぞれの課題に取り組んでいます。誰もが安心できる居場所づくりを目指し、「学ぶ」「働く」「暮らす」などのテーマの実現のために、関係機関と連携しながら活動しています。

(TEL:0596-20-7333 fax:0596-20-7334 担当:しいの木園内 小林さん)

14 その他

14-1 ヘルプマークを配布しています

「ヘルプマーク」は、外見では援助や配慮を必要としていることが分からない人(障害者手帳の交付を受けている人、難病の人、発達障がいの診断を受けた人など)が、日常生活や災害時等で困ったときに周囲に知らせることで、援助や配慮を得やすくするためのものです。

ヘルプマークは東京都が作成し、全国で普及が進んでいます。伊勢市でも、必要な人に使っていただけるよう、このマークの、普及に向けて取り組んでいます。

また、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載する「ヘルプカード」も同時に配布しています。



14-2 子ども用車いすマークを配布しています

病気や障がいなどで自力では移動ができない子どもたちの中には、見た目がベビーカーによく似た「子ども用車いす」を使用している子がいます。子ども用車いすはそれ自体が重く、さらに重量のある医療機器を搭載していることもあります。また、子ども用車いすを使用している子どもは、自力で立つことや座ることが困難なため、混雑した場所でも車いすを折りたたむことができません。

子ども用車いすを使用していることを周囲に知らせることで、理解や配慮を得やすくするために、「子ども用車いすマーク」を配布しています。

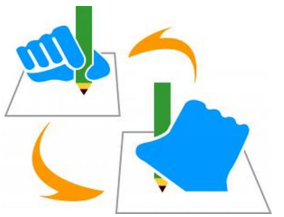
配布を希望する場合は、高齢・障がい福祉課(電話:21-5558、ファクス:20-8555)までご連絡ください。



14-3 障がい者に関するマーク

名称	説明	所管先
障がい者のための国際シンボルマーク 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話： 03-5273-0601 ファクス： 03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、ご協力をお願いします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話： 03-5291-7885
身体障がい者標識(身体障がい者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 電話： 03-3581-0141 (代)
聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク) 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 電話： 03-3581-0141 (代)
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 電話： 03-5253-1111(代) ファクス： 03-3503-1237
耳マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：

名称	説明	所管先
	解されたり不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について、御協力をお願いします。	03-3225-5600 ファクス: 03-3354-0046
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解御協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話: 080-4824-9928
オストメイト／オストメイト用設備マーク 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。 このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。 このマークを見かけた場合には、オストメイトとして身体内部に障がいがある障がい者であること、及びそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることに、御理解御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 電話: 03-3221-6673 ファクス: 03-3221-6674
「白杖 Sos シグナル」普及啓発シグナルマーク 	白杖を頭上 50cm 程度に掲げて Sos のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援をしようという「白杖 Sos シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖による Sos のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により Sos のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話: 058-214-2138 ファクス: 058-265-7613
障がい者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障がい者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、お願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター 電話: 052-218-2154 ファクス: 052-218-2155

名称	説明	所管先
手話マーク 	耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話： 03-3268-8847 ファクス： 03-3267-3445
筆談マーク 	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話： 03-3268-8847 ファクス： 03-3267-3445

この「ガイドブック」は、障がいのある人が受けることのできる支援サービスや助成制度などの概要を掲載したものです。

詳しい内容については、それぞれの窓口へお問い合わせください。

今後、制度の内容などが変わる場合は、「広報いせ」などでお知らせするとともに、随時「ガイドブック」を更新します。

発刊

伊勢市 高齢・障がい福祉課

住所：伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5558

FAX：0596-20-8555